

明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 森林づくり

1

2006

ISSN 1340-8917

3 巻頭エッセー ● 真の分権社会実現に向けて 麻生 渡 (全国知事会会長・福岡県知事)

特集 森林づくり

4 日本の森林の現状とこれからの森づくり

河原輝彦 (東京農業大学地球環境科学部森林総合科学科 教授)

8 北海道上川郡下川町 「森林ミュージアム」を背景とした地域づくり 安斎 保

10 岩手県下閉伊郡岩泉町 森林・林業の再興目指してFSC森林認証取得 今村 篤

12 東京都 間伐により人工林の公益的機能回復 山下博史

14 長野県 企業と地域と結び付けて森林づくり推進 三石和久

16 長野県上水内郡信濃町 豊かな森林活用し、「癒しの森事業」に取り組む 浅原武志

18 三重県 環境林における新たな森林づくり 近藤 治

20 京都府 地球環境を守り、子供たちの未来を育む「緑の公共事業」 平井 基

30 奈良県吉野郡川上村 和歌山市民の森づくりに連携して取り組む 坂口泰一

32 香川県 県民のボランティアで森づくり 坂部輝昭

34 高知県 県民参加の森づくり目指して 柏井義幸

36 佐賀県鹿島市 有明海再生のための森づくり 高田一人

27 日本における森林療法の現況と今後の可能性

上原 巖 (兵庫県立大学自然・環境科学研究所 助教授)

レギュラーレポート

コラム

22 日本一広大な「高山市」のまちづくり 土野 守 (岐阜県高山市長)

トピックス

38 天塩川の解氷日時クイズで町を全国発信 梶田健一 (北海道中川町)

全国地域リーダー養成塾 先進市町村現地調査報告

39 人づくりが地域づくりにつながる 篠原 誠 (辻セミ)

平成17年度地域づくり海外調査研究事業報告 [ニュージーランド] クライストチャーチ市

40 フィジカル・アクティビティへの取り組み

41 市民がつくるガーデンシティ

地域づくり団体探訪

42 特定非営利活動法人 農と地域のふれあいネットワーク 福井市

44 ギリシャ村通り会 鹿児島県大島郡与論町

46 センター通信



越前町江波にある岩面に彫られた岩下観音。レリーフ風に彫っており、江戸中期ごろの作といわれる



大谷寺の石造九重塔。高さ4.4メートルで、1323年に建立された。この寺を開いた泰澄大師の墓と伝えられる



梨子ヶ平千枚田。日本棚田100選にも選ばれ、棚田オーナー制度もある

グラフィア

1・23 森林づくり

47 都道府県漫遊●岩手県

48 手前みそですが…●山口県周防大島町



県立ホッケー場

●表紙「福井県越前町」
全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー大会
表紙はこの欄では昨年の四月号以来、地域
活性化センターが「スポーツ拠点づくり推進
事業」で支援する小中高生の全国スポーツ
大会を紹介している。今月号でお伝えするの
は福井県越前町で開催された全日本中学生都
道府県対抗11人制ホッケー大会。
第六回目の今大会は十二月十、十一の両日、
同町にある福井県立ホッケー場を主会場に開
かれ、男子二十府県、女子二十一府県が参加。
折しも寒波の襲来で、雨やみぞれが降ったり
してコンディションは悪く、試合時間が途中
から短縮されたりした。しかし、選手たちは
悪コンディションをもとめせず、若人らし
いはつらつとしたプレーを随所に見せてくれ
た。福井県チームは健闘し、男子は準優勝、
女子三位と好成績だった。
高校生以上のホッケーは十一人制だが、中
学生の場合、夏の全国大会をはじめ、通常は
六人制での試合だ。この大会は、中学生が高
校進学後のホッケーに適應できるようにとい
う狙いもあり、十一人制で行われている。
参加チームは女子で前回より三チーム増え
た。越前町でのこの大会が定着し、中学生の
競技向上を通じてホッケーの発展に貢献でき
ることを期待したい。
●文リ中 ●カメラリ小形又男

森林づくり



町は「森林ミュージアム」 ● 北海道上川郡下川町 (p8) 町民による森林浴



森林認証を得た山

カラマツ林内のワサビ畑



FSC森林認証取得
● 岩手県下閉伊郡
岩泉町 (p10)



森の里親促進事業 ● 長野県 (p14)

原村での(株)ジャパンエナジーの社員とその家族、地域住民による御柱の森復活に向けたモミの木植栽の様子



森林再生事業

● 東京都

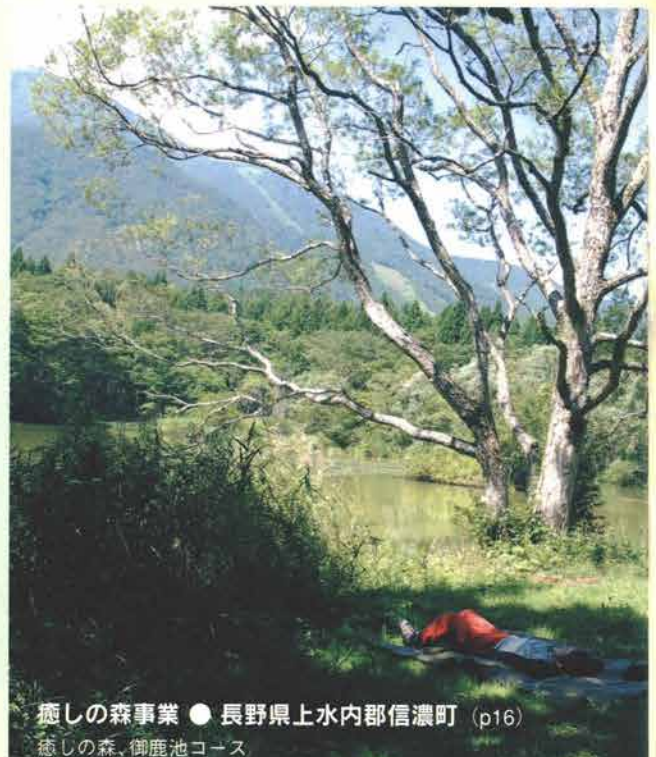
(p12)

荒廃した多摩地区の森林



森林環境創造事業 ● 三重県 (p18)

(右上) 適切に管理されていない森林、(右下) 森林環境創造事業による強度間伐、(上) 適切に管理された森林



癒しの森事業 ● 長野県上水内郡信濃町 (p16)

癒しの森、御鹿池コース



府民参加による里山の整備



「こうち山の日」の活動



森林環境税の創設 ● 高知県 (p34) 豊かな森林と清流四万十川



吉野川源流部の三之公地区にある「水源地の森」

水源地の村づくり ● 奈良県吉野郡川上村 (p30)

どんぐり銀行 ● 香川県 (p32)

どんぐり銀行から払い戻された苗木が提供され、どんぐりネットワークのスタッフも植樹に参加した「みどり創生 in 直島」



「海の森」づくり ● 佐賀県鹿島市 (p36) 子どもたちも参加した「海の森、植樹祭」





全国知事会
福岡県知事
麻生 渡

真の分権社会実現に向けて

昨年二月に全国知事会会長に就任してから、はや一年がたとうとしています。

この一年間、「闘う知事会」をさらに発展させ、「行動し成果を勝ち取る知事会」を基本方針に掲げ、三位一体改革における地方案の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。

三位一体改革については、昨年十一月末に政府と与党の間で合意がなされ、その後「国と地方の協議の場」において地方側に説明が行われ、平成十八年度までの改革が一応決着しました。

今回の改革につきましては、三兆円規模の税源移譲の基幹税での実施、施設整備費が税源移譲の対象になったこと、生活保護費の国負担削減が回避できたことなどは、分権を進めていく上での前進であると考えております。これは地方六団体に結集した全国の自治体の首長および議員の皆様のご一致団結した運動の成果であり、深く感謝申し上げます。

しかし、今回の改革には、地方の自由度の拡大に直接的には結び付かない負担率の引き下げによるものが含まれており、これらについては今後、権限の移譲などを求めていく必要があります。今回の政府・与党合意では、「地方分権に向けた改革に終わりはしない」と明記され、また、内閣官房長官からも「国と地方の協議の場」を続けていきたい旨の発言がありました。このように、改革を継続していく大きな枠組みはできており、今後地方はこれまでの改革を冷静に評価し、新たな戦略をもって改革に取り組んでいかなければなりません。このため、地方六団体で地方分権の新しいビジョンと戦略をつくっていく委員会を設置し、外部の有識者も交え検討を始めてまいります。

一方で、地方自治体は、分権型社会を担うべく時代にあった独自の政策を作っていかなければなりません。そこで本県

では、二十一世紀の都市の発展構想として「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を策定しました。これは、歴史的にもつながりが深く、豊かな自然をはじめとした地域資源を有する福岡県南部の筑後地域において、特定の場所にあらゆる都市機能を集める一極集中型の都市ではなく、それぞれの都市が持っているさまざまな機能を相互に補完し、地域全体として高い水準のサービスを提供するネットワーク型の都市の形成を目指すものであります。

この構想の実現のため、現在、県と筑後地域の十九の市町村とで組織した筑後田園都市推進評議会において、三つのプロジェクトを推進しております。

一つは、風致景観のルールづくりです。地域の美しい景観を保存し、さらに美しいものにしていくと、各市町村が共通に取り組む基本ルールを作ろうとするものです。二つ目は、筑後チルドレンズ・キャンパスです。豊かな自然やさまざまな産業などを生かし、地域全体を子どものまなびの場として提供しようというものです。三つ目は、筑後スローフードフェスタです。筑後地域の食文化を再認識するため、各地域が実施する「食」に関するさまざまな体験・交流を通して、日本では初めての本格的なスローフードフェスタとして、全国の皆さんにアピールしようとするものです。

こうしたプロジェクトを通じて、農業、水産、商工など多様な分野の関係団体との連携が進み、市町村の連携はもとより、地域の各種団体や人的資源のネットワーク化の基礎が築かれつつあります。これこそ、分権型社会の担い手である地方の底力の基盤となるものと確信しております。

新たな年である平成十八年が、真の分権社会の実現のため、地方からの挑戦の新たな展開の年となりますよう、粉骨砕身取り組んでまいりたいと思います。



日本の森林の現状とこれからの森づくり

日本の森林

わが国の森林は、国土の約六五%の約二千五百万ヘクタールに及んでおり、このうち天然林が約千五百万ヘクタールを占め、その材の蓄積量は十六億立方メートルで総蓄積量の四二%を占めている。植生遷移の終点とも言える状態の極相林は、気候条件によって異なり、我が国では南北に長い。ため気温によって森林の種類が変わり、亜熱帯林から亜寒帯林まである。沖縄を中心とした亜熱帯林の代表的な森林の一つとしてマングローブ林が挙げられる。暖帯ではカシ類やシイ類などの常緑広葉樹林、温帯ではブナを中心とした落葉広葉樹林、亜寒帯ではシラベ、オオシラベ、コメツガ

(以上本州)、エゾマツ、トドマツ(以上北海道)などの常緑針葉樹林が分布している。このような極相林の状態にある天然林は少なく、天然林の多くは薪炭林後の遷移途中の二次林であり、その林齢は五十年生以下が多い。

一方、スギ、ヒノキ、カラマツを主要樹種とする人工林は戦後、山村に定住していた人々を中心として造成に努めてきた結果、一千万ヘクタールを超え、総蓄積量の五八%を占めている。人工林のうち、スギ林が四五%、ヒノキ林が二五%、アカマツとカラマツがそれぞれ一〇%を占め、北海道ではトドマツやエゾマツが植林されている。総森林面積のうち民有林が約六〇%を占めているが、その大部分は五ヘクタール以下の零細所有者である。



東京農工大学地球環境科学部森林総合科学科
教授 ● 河原輝彦

森林の働き

森林の持つ役割は、大きくは木材生産の場であり、もう一つが環境保全機能(公益的機能)を発揮させる場である。このことは第二次世界大戦前から現在まで変わることはない。しかし、その両者のウエイト付けが時代とともに変わってきている。

一九四〇年代以前では木材生産の場であるとともに、下草の刈り場や田畑の肥料とする落ち葉集めの場であった。また、田畑や飲料水の水源などでもあった。すなわち、公益的機能を失わずに木材生産を行う生活林であり、森林と人間とが共存していた。

しかし、四五五年の第二次大戦後、木材需要が増大したため、天然林を大面積に伐採して人工林が造成されるようになり、現在の一千万ヘクタールもの人工林となった。この場合、同一樹種を大面積に植林した一斉林を仕立て、四十〜五十年生で収穫する柱材生産が中心となった。この方式は農業とよく似た生産構造を持っており、木材生産からみれば最も効率的であり、経済林として位置付けられる。

このような大面積一斉人工林が、生産効率は大きくても、環境保全的な面や持続的な生産の面からみれば、すべてに優れているとは言いがたい。最近では、たびたび起こる渇水、洪水、台風などによる被害、地球の温暖化、生物多様性、安らぎなどから国民の多くは、森林への関心が高まっている。その関心は、木材生産機能より環境保全機能の役割への関心、すなわち森林を環境林としての受け止め方が強くなってきている。その方向性は、二〇〇一年に策出された政府の「森林・林業基本計画」にはつきりと出ている。

林業・林産業の現状と問題点

以前のわが国の林業・林産業は、主として人工林からの木材生産で成り立ってきたが、非木質系建築材や製材品を中心とした輸入材の増加などで



間伐が行われず、放置されているヒノキ人工林。暗く、土砂流出も激しい（東京都奥多摩）

厳しい状況下にある。木材生産はかつて林業経営の基盤となっていたが、木材価額が昭和五〇年代以降大きく低迷しているために、森林所有者は林業経営を起さざる意欲をなくしてしまっている。さらに、山村人口の減少や山林作業員の高齢化、労賃などの経営コストの上昇などが進んでいる。そのため、多くの人工林で適切な育成・管理が進んでいないのが現状である。

一方、わが国の一年間の総木材消費量はおよそ

一億立方メートルで、米国、中国に次いでの木材消費大国である。ところが、国内材はそのうちの約一八%を占めているにすぎず、その大部分は外材に頼っている（参考／食料自給率は約四〇%）。地球レベルで考えた場合、このままでは世界の国から批判されるであろうし、また、今後とも継続的・安定的に輸入できる保証もない。そのためにも、わが国の森林、特に人工林においてできるだけ多くの良質材が生産・供給できる健全な森林にして将来に引き継いでいく必要がある。しかし、木材生産を重視する場合でも、以前にも増して、環境保全機能を十分配慮した森林の育成・管理をしていかねばならない。

人工林はまず間伐

現在、わが国の森林で大きな問題を抱えているのは、天然林よりも人工林である。人工林の多くは、戦後の拡大造林時代に植栽された四十年生前後となり、造成する段階から造成した森林を健全に育て、利用する段階に入っている。これらの人工林を健全で活力のある森林に仕立てていくためには、保育作業の一つである間伐（間引き）作業を欠かすことはできない。しかし、採算が合わない、労働力が得られないなどの理由で、実行されずに放置されている人工林が多く、人工林の約三分の一が間伐の必要な林である。

木材生産力の発揮が期待される森林では、まず保育・間伐を適切に行い、活力のある森林を造成することが必要である。人工林を間伐もせずに放

置いた状態にしておくと、いろいろ多くの問題が生じる。その一つが木材生産機能面にある。間伐とは、樹木の本数密度を調節して目標とする良質材を生産するために実行する作業であるが、間伐をしないと樹木が混み合ってモヤシのような細い木しか育たない。そのために、雪害、風害、病虫害なども受けやすくなる。もう一つの問題は、環境保全機能の面からの指摘である。間伐を行っていない人工林では、林内に光が入らず真っ暗になり、下草がなくなってしまう。そのような状態では、雨水による土壌流亡、地力の低下が起こり、生産力の低下、土壌の保水力・水源涵養機能の低下、さらに林内の生物多様性が小さくなることなどが起こる可能性が大きくなる。これらの環境保全機能を良好に維持するためにも、間伐は省略できない作業である。

多様な森づくり

森林の持つ木材生産機能と環境保全機能とを両立させるためには、まず人工林を対象に間伐など適切な作業を行い、健全な状態にした後、期待する機能に応じた多様な森林に誘導しつつ、次代に引き継ぐことが重要である。すなわち、植栽された当時、人工林は柱材を生産することを目標とした短伐期林であった。しかし、これだけでは多様な機能に対応し切れないため、長伐期林化や複層林化、また、過去の拡大造林によりスギ・ヒノキ人工林など林相の単純化が進んだ地域については、針広混交林化、広葉樹林化を図り、さらに多

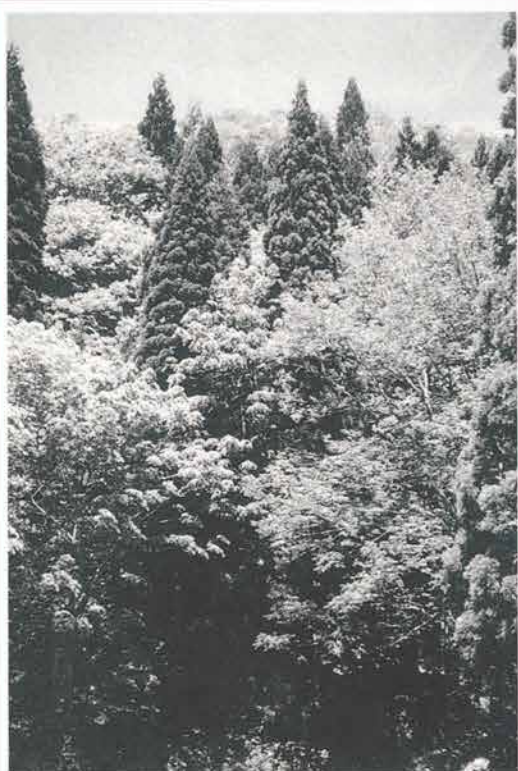


ヒノキ・ヒノキの複層林（和歌山県）

様な森林整備が重要となっている。そこで、これら林型について簡単に説明しておく。

(1) 長伐期林化

柱材生産の伐期五十〜六十年から大径材生産を目的とした百年前後の伐期に移行させる。長伐期林は根系や林床植生の発達で表層土崩壊防止など国土保全機能の向上、主伐期が先に延びるため、再植林など育林費が節約されるメリットがある。しか



スギとウダイカンバの混交林（岐阜県）

し、病虫害や気象害など諸被害を受ける期間が長いなどのデメリットがある。

(2) 複層林化

五十〜六十年生で本数の約半分ほどを抜き切り、林内を明るくした後にスギやヒノキなど針葉樹を樹下植栽し樹冠層を二層にする。すなわち、林地には常に大小の樹木が存在する非皆伐の山づくりであるため、山が丸裸になることがない。メリットとして、下刈りの省力化、地力維持効果、山腹崩壊防止機能の向上、風致・景観の維持などがある。一方、デメリットとして、上木の成長と共に林内が暗くなるため再度の間伐が必要となり、伐採・搬出時に樹下植栽木の損傷を軽減させる丁寧な作業となるため、コストが割高になるなどが挙げられる。

(3) 針広混交林化

風致・景観などが重視される林地では、スギやヒノキ林では単調であるため一般的には好まれない。

いため、モミジやケヤキなど広葉樹を混交した林を造ることになる。落葉広葉樹を天然更新で導入することは非常に難しいため、強度の間伐を行う人工植栽することも必要である。

(4) 広葉樹林化

スギやヒノキを植栽したが、成績不良のため成林しないような林地では本来の植生である広葉樹林へ戻していく。また、大面積の人工林地帯では生物多様性など環境保全機能の低下が起こるので、パッチ状に広葉樹林を造成していく。

これらの中でどのタイプの林を選択するかは、その地域でどのような機能を期待するか、さらに立地条件、社会条件、山林所有者、地域住民の意見などを配慮しながら決めていく必要がある。これらの条件を満足した方法を取り入れないと、期待した森林が造成できず、失敗する恐れが大きい。したがって、森林造成する場合、これらの条件をよく事前調査することが大切となる。

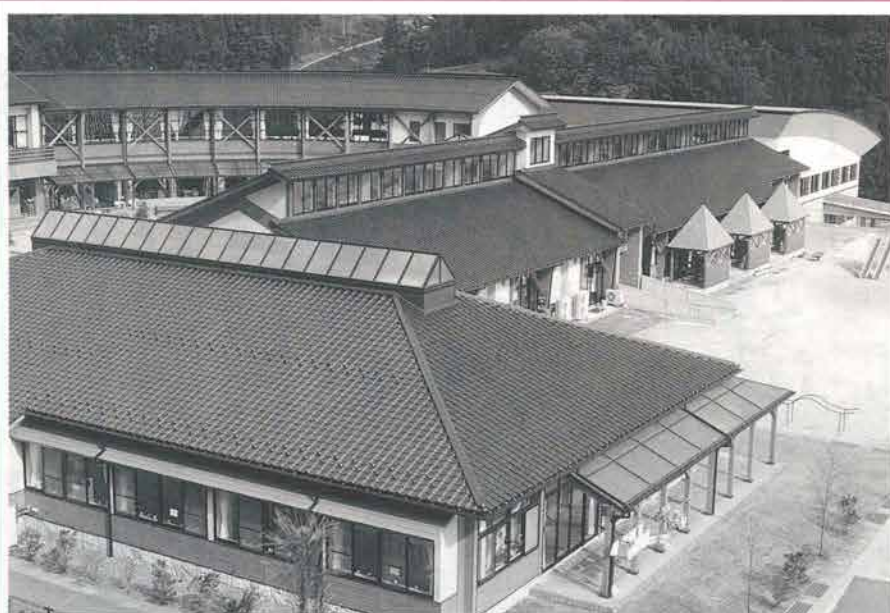
国民参加の森づくり

人工林の持つ多面的機能を維持・向上させるための多様な森林の整備・保全を行っていく必要があるが、いまだ期待できるような山づくりはあまり進まず、放置されている人工林が多い。その理由については幾つか考えられる。一番大きな理由は木材価額の低迷である。現在の木材価額は昭和五〇年代と同じくらいの水準にあり、山林所有者が林業に対して魅力をなくしてしまっている。そのため山村では若者の林業就業者が減少し、高

齢化が進んでいる。

若者が安定的に林業に就業でき、林業生産活動が継続的に行われるためには、一定量の事業量を確保するなど、生活基盤が安定することが必要である。そのためには、より多くの補助金の導入、林道・作業道の整備、高性能林業機械の導入などを図り、木材生産コストの軽減をし、林業を活性化していく必要がある。

一方、木材の利用促進のための新しい方法を積極的に考えていくことも必要である。例えば、家を建てる場合、その地域の木材を使う「地産地消」



地産地消。岐阜県東濃ヒノキで建てられた加子母小学校

運動や地域の間伐材をベレット化した燃料として使うなど木質バイオマス利用などが挙げられる。

森林は山林所有者のものだけではなく、下流域の都会に住む多くの国民に水資源など大きな恩恵を森林から受けていることを分かってもらう必要がある。その一つの方法として、都会の住民によるボランティア活動がある。近年、ボランティア活動への理解と環境問題への関心が高まるとともに、その団体数も現在では約千二百団体あり、その活動数も増加し、植栽や下刈り、間伐などの森林整備を行い、森林の整備・保全の作業を行っている。また、森林の整備それだけではなく、地域の森林調査や公園の計画設計、野鳥観察会などを通じた森林環境教育が行われている。このように国民の森林への理解を推進し、水源税などの導入と共に国民参加の森づくりもより推進していくことも必要である。

おわりに

森林は木材を生産する貴重な資源であり、この資源に対しての需要が確保され、適切に利用されることにより、伐採・植栽・保育のサイクルが円滑に循環し、林業が持続的な発展が図られれば、森林の持つ環境保全機能もそれに伴って発揮される。このような森林を未来へと引き渡していくことがわれわれの責任であり、そのためのいろいろな努力をしていくことが必要であろう。



「森林ミュージアム」を背景とした 地域づくり

— 循環型林業経営にも力注ぐ —



北海道下川町
町長

● 安斎 保

「森林と大地と人が輝くまち・しもかわ」を合言葉に、農業と林業を基幹産業として町づくりを進める下川町は、北海道北部上川支庁管内の北東部に位置し、東西約二十キロ、南北約三十一キロの広がりを持つ総面積六百四十四・二平方キロの緑豊かな森林に囲まれた町である。

（町有林を順次拡大）

町有林経営は、昭和二十八年に「国有林野整備臨時措置法」により千二百二十一ヘクタールの国有林取得を契機に、本格的な林業経営に入った。しかし、翌昭和二十九年九月、台風15号（洞爺丸台風）に見舞われ、一夜にして四万立方メートルにも及ぶ壊滅的な大被害を受け、天然林択伐施業から皆伐による人工造林施業に経営計画を変更した。これを受けて、不良林分の林種転換などを図り、将来に期待できる森林に造成するため、林道・作業路などの整備も進めながら、森林施業の推進を図ってきた。

この事業推進に当たっては、毎年五十ヘクタールの植林を行い、六十年後に伐採することを繰り返す。

返す循環型林業システムの確立と、環境に配慮した健全な山づくりを推進していくための町有林の拡大は重要な課題であった。平成五年度に自治省や国土庁、林野庁三省庁による、保全すべき森林の公有林化を図る財政支援措置事業の適用を受け、平成六年度から十五年度までの十年間で、面積千九百二ヘクタールの国有林の買い受けが完了したことで、現在、四千四百六十五ヘクタールの理想とする町有林経営面積を所有することができた。

この町有林面積を基盤としながら、厳しい経済状況と林業経営の中にありながら、本町が森林整備を継続する大きな目的は、

① 毎年五十ヘクタール



（左上）植樹祭 （上）下川町の町有林

ルの新植造林を実施することで、後年度以降、一定量の保育事業が発生し、雇用の場の創出による地域の活性化につながる。

② 森林整備のコストを下げ、効果的な森林管理を継続するためには、路網整備が重要であり、林道・作業路の開設・改良を地元建設業界に請け負ってもらうことで経済波及効果につながる。

③ 下川町は国有林事業による木材流通など歴史的な経過から、林産業の生産活動が活発で木材の需要が高く、町有林から生産される主伐、間伐材の供給は、経営の安定化と地域振興につながる。

これら三点の目的をもって、極めて厳しい林業・林産業の現状ではあるが、継続的で長期的な取り組みと「循環型林業経営」を推進することで、町有林を通じての地域振興につながるものと確信している。

（森林づくり寄付条例制定）

時代のキーワードは「環境」である。森林の重要性と森林整備の必要性は広く認識されているが、厳しい財政状況の中で、森林にかける財源確保は国、地方とも緊急の課題となっている。

本町では将来にわたってみどり豊かな森林を守り、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収など、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう、地方自治体の責務として森林整備を進めているが、これらを都市住民や企業などに広く認識、理解していただく取り組みとして、平成十七年三月「下川町森林づくり寄付条例」(右図)を制定した。

本条例は四つの条文から成っており、注目いただきたいのは、別記で寄付金の流れや用途を図に示していることである。これによりどなたにでも本条例を理解していただけるものと思っている。

寄付金は一口一万円として何口でも受け付け、一口以下でも森林整備のために役立たせていただき、寄付された方に目に見える形で森林整備状況を報告したいと考えており、森林づくり寄付を通じて町民や都市住民、企業などのかかわり、交流が発展することで新たな町づくりにつながるも

本町では、木材を生産するだけでなく、森林の持つ多様な機能を活用する取り組みを進めている。

その一つが、森林療法(森林セラピー)の取り組みであり、産官学が連携した「しもかわ森林療法協議会」を設置し、町民の健康づくりと都市住民の保養の場としての森林の活用を探っている。

特に、福祉施設入所者の方々への森林の利用や、森林と温泉を利用した都



都市住民参加による森林療法の様子

このように、行政だけではなく、民間との連携も十分に図りながら、町全体を森林に包まれた博物館「森林ミュージアム」と名付け、地域の自律のため「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを全国に発信していきたいと考えている。

下川町森林づくり寄付条例

(目的)

第1条 この条例は、下川町が将来にわたりみどり豊かな森林を守り、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収など、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう、下川町有林を整備する財源の一部として広く寄付金を募ることにより、都市と山村のふれあいと寄付者の環境保全への社会的貢献及び循環型林業の推進に寄与することを目的とします。

(寄付金の額)

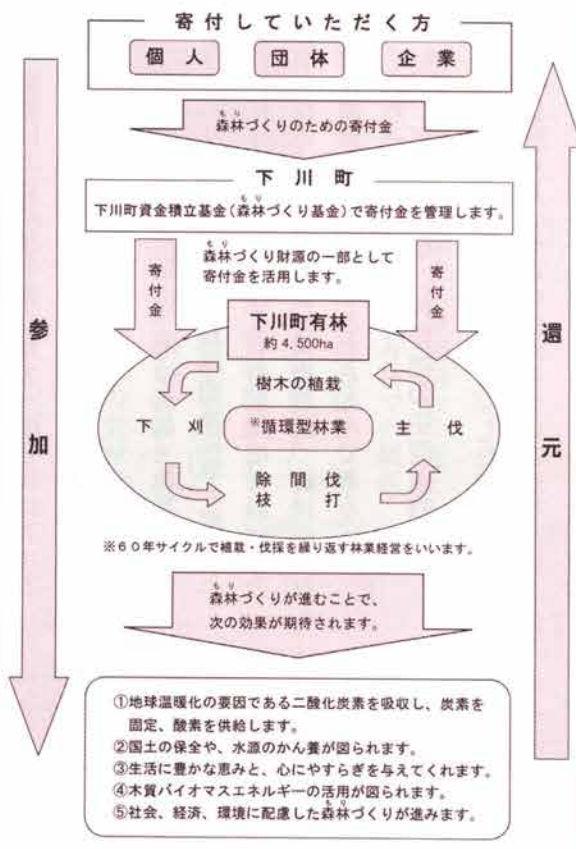
第2条 寄付金は、一口1万円とします。ただし、一口の額を下回る場合でも受けることができるものとします。

(寄付金の活用等)

第3条 寄付金は、別記に示すところにより活用します。
2 寄付金の活用状況は、当該寄付者並びに下川町のホームページ等でお知らせします。
3 寄付金は、下川町資金積立基金条例(平成元年下川町条例第3号)に従って、適正に管理します。

(第4条と付則は割愛)

条例による寄付金の流れや用途を示した図



のと確信している。

森林療法・森林認証取得にも積極的

える林業を展開したい。

三つ目が、木質バイオマスの取り組みである。本町における地域新エネルギービジョン策定の中で、木質バイオマスは地球温暖化の防止だけでなく地域産業振興策として、平成十六年度に公共の

市と山村の交流促進を進展させることが今後の課題である。

二つ目が、「社会」と「経済」と「環境」に配慮した森林の整備や利用を国際機関が認めるFSC森林認証を、平成十五年八月に北海道で初めて取得し、現在四千九百七十ヘクタールが認証を受け、森林認証に基づいた山づくりが推進されている。

今後も認証林の拡大と、木材、木製品を利用する消費者へのPRを高めていくことで、顔の見



森林・林業の再興目指して

FSC森林認証取得

— 東北の自治体では初

（森と水のシンフォニー）岩泉

岩手県岩泉町は、面積九万九千二百九十ヘクタールと本州一広い町である。その九三%の九万二千六百五十三ヘクタールが森林であることに加え、町の中に水源から河口まで（二級河川・小本川、流路延長九十六キロ）を持つというまれにみる自然環境を有し、「森と水のシンフォニー岩泉」をキャッチフレーズに町づくりに取り組んできた。

森林資源の六割がナラ類を中心とした広葉樹



溪流と調和した豊かな広葉林



岩手県岩泉町
林業水産課

・ 今村 篤

で、紙パルプ向けのチップ材の生産を主体にシイタケ原木や木炭原木にも利用されている。また、アカマツやカラマツを主体とした民有林の人工林六割、約一万二千ヘクタールが独立行政法人緑資源機構や岩手県、県林業公社など公的機関により造林が行われていることも地域の特徴である。

これまで、地域の雇用がこれらの造林事業によって支えられてきたことから、国内産木材価格低迷の影響による造林事業の減少、国有林における木材生産の激減は、今後の地域林業の大きな課題となっている。

こうしたことを背景に、町の森林・林業の再興を目指し、国際的なFSC森林認証に取り組んだ。具体的には、認証取得により自然環境と調和した林業を行い、町の森林全体の環境的、経済的、社会的付加価値を高めようとするものである。

（シイタケなど林産物の生産視野に）

FSC森林認証制度とは、独立した第三者機関の基準に照らし、それを満たしているかを評価・

認証する制度で、適切な森林管理を認証する「森林管理（FM）認証」と、認証森林の林産物を材料とした製品の製造・加工・流通のすべての過程において適切に管理されていることを認証する「加工・流通管理（COC）認証」の二種類がある。平成十五年九月九日、町有林を主体に大川財産区有林、（株）吉本社有林を合わせた三者によるグループの森林約五千三百ヘクタールの森林でFSC森林認証を取得した。全国で十三番目、東北の自治体としては初めてである。

対象林の特徴は町全体の森林資源の構成をほぼ反映するもので、六六%が天然林、三三%が人工林であり、広葉樹が中心であることだ。もう一つの特徴は、全国的に有名なマツタケのほか、シイタケや林間ワサビ、木炭などの特用林産物の生産を視野に入れた認証取得であるということである。

町がグループ管理者となり、町が管理する町有林と財産区有林に加え、町内に社有林を経営する（株）吉本が参加し、それぞれの自立的な経営を前提としたグループを構成した。これは、国有林や個人の森林所有者らの加入による将来的な認証森林の拡大を考慮し、審査費用や事務手続きの負担軽減を図る意味でグループ認証の方が望ましいと判断したからである。

（持続可能な森林管理に向けた取り組み）

FSC森林認証では、従来の林業経営を包括的に見直し、世界標準での環境配慮やモニタリングなど、新たな課題に取り組むことが求められる。



除伐作業の様子

(1) 環境面での配慮

広葉樹林が大部分を占めることが、環境面ではプラスに評価された。実際の森林作業においては生分解性のチェーンソーオイルの使用、希少野生動植物の保護や水質保全のための作業方法など、環境に配慮した作業手順をマニュアル化し、実行している。



環境に配慮した生分解性チェーンソーオイルを使用

また、対象森林のうち、五百六十ヘクタールを生態系保全地域として区分し、多様な生物保全を主目的とした管理を行っている。このうち、町有林滝野事業区の溪畔林（川や沼のそばにある林のこと）では石手大学農学部が樹木生態や野生動物の調査のフィールドとして提供している。また、得られた調査結果については、今後の管理計

(2) 社会経済面での取り組み

経営の持続を確保する継続的な生産という観点からは、(株)吉本社有林での継続的なカラマツの伐採・再造林のほか、林

床を活用したワサビ栽培など多角的な林業経営が高く評価された。この会社では、製材などの

COC認証も取得していることから、認

証木材の生産から製材・販売までを自社工場内で完結できる体制を有しており、建築資材としての調湿木炭など積極的な認証製品の生産に取り組んでいる。

認証審査では安全装備の充実を図る必要性を指摘され、林業作業員の安全確保に努めている。また、積極的に地域の住民や事業者の意見を取り入れた森林管理の実現を目指している。

地域住民の健康・教育の場に積極活用

FSC森林認証を取得してから丸二年が経過し、岩泉町内および近隣においてもCOC認証を取得する企業が徐々に増えてきた。

既にCOC認証を取得している町内の工務店および製材所に加え、平成十七年七月、隣町葛巻町の製材所が大断面集成材を含む製材品などのCOC認証を取得した。この認証により、住宅建築の一般材、構造材のほぼすべてを認証材として最終



認証森林から産出され、適切な管理下で加工された木材

消費者に供給できる体制が整った。

また、大川財産区域内の釜津田地区の木炭生産組合を対象としたCOC認証取得補助をモデル事業として実施し、平成十七年十月十九日、三組合によるグループの製炭窯がCOC認証を取得し、大川財産区有林の木材を生かした認証木炭を製造・販売することが可能となった。

さらに、町内の紙パulp向けのチップ工場がCOC認証取得に向けて動き始めたことから、国産の認証紙の製造といった新たな展開が期待され、認証取得のメリットを見いだすことができつつある。

森林認証林の拡大をはじめとする解決すべき課題はまだ多くあるが、認証を少量でも確実な流通や消費者との結び付きにつなげていくツールとして活用し、各関係機関、関係団体との連携を強化しながら、認証森林の拡大と多様な認証製品の生産に向け取り組んでいく考えである。

また、FSC森林認証では森林を木材生産の場としてのみでなく、地域住民の健康や教育の場として積極的に活用することが求められていることから、既存の植樹祭や育樹祭の充実を図り、FSC森林認証の普及啓発活動および森林教育などに力を入れていきたいと考えている。



間伐により人工林の公益的機能回復

多摩の森林再生事業



東京都環境局自然環境部

森林再生担当課長

● 山下博史

（） 荒廃した森林の再生

東京都では森林の手入れが行われず、荒廃が進む多摩地域のスギ、ヒノキの人工林を森林所有者に代わって間伐を行い、健全な森林に再生する事業を平成十四年度にスタートさせた。

現在、国産材の価格は長期にわたって低迷し、林業および林産業が経済的に成り立たなくなっている。そのため、間伐などが行われず、伐採しても植栽しない放置林が増加するなど、森林の荒廃は著しく、森林所有者の手に委ねるだけでは森林の荒廃を止めることができない状況にある。

他方、森林は産業面だけでなく、水源かん養、温暖化の防止、土砂流出防止、多様な生物保全など、環境の観点からも重要な機能を果たしている。

そこで、東京都は多摩の人工林を対象に都の全額負担で間伐を行い、林内に光を入れ、広葉樹の発生・生育を促して針広混交林化を図り、長期的な視点で森林の持つ公益的機能を回復する森林再生事業を行うこととした。

（） 東京の森林

かつて多摩地域には落葉広葉樹林が広がり、これを利用して炭やまきを生産し、生活の燃料とするとともに、多摩地域の主要な産業の一つとして都市部へ広く供給していた。

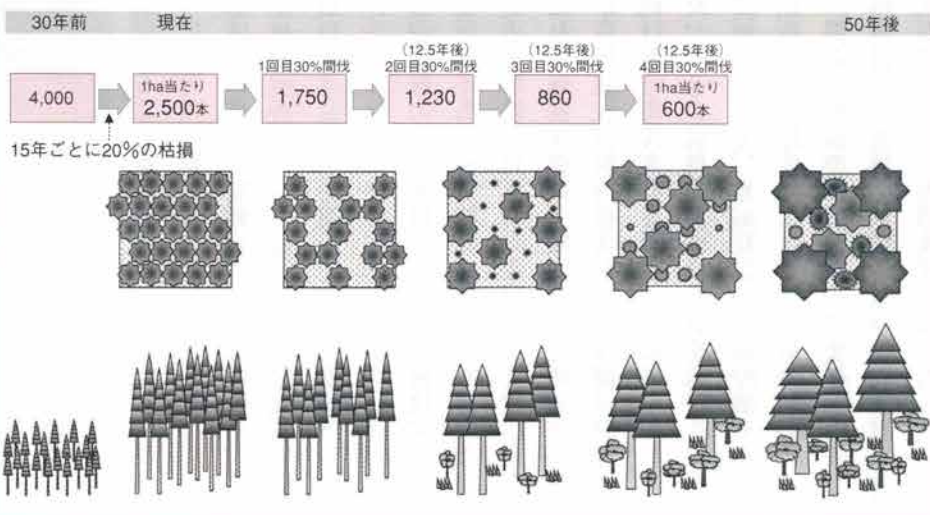
昭和三十年代になり、高度経済成長に伴って木材需要が急増し、広葉樹をスギやヒノキなどの、生育が早く利用価値の高い針葉樹へと樹種転換する拡大造林が始まった。また、生活様式の変化によって、燃料の中心が薪炭から石油、ガス、電気 に代わる「燃料革命」により、薪炭の需要が激減したことも針葉樹林の拡大につながっていった。

現在、東京の森林は七万八千ヘクタールで、東京の面積の三分の一を占めており、そのうち約七割が多摩地域に存在している。また、多摩地域では森林の五九%が人工林で、全国平均（四六%）に比べ、高い人工林率となっている。

（） 50年間で針広混交林化

この事業は、産業振興の観点から森林所有者を

多摩地区の森林再生のイメージ（針広混交林化）



支える従来の施策ではなく、都民一般のために公益的機能確保の観点から間伐を行うものである。公益的機能は、森林が広域的、連続的に大面積に存在してこそ発揮されるものであり、都民全体が恩恵を受けることから、都の事業として公費負担で行う。

事業対象面積は一万八千ヘクタールであり、これを五十年という長期的な時間をかけ、一つの人工林に対し四回の間伐を行い、針広混交林化を目



指していくという壮大なスケールの事業である。さらに、森林の機能を回復するにとどまらず、この事業を通して多摩の森林を観光やレクリエーションの場として魅力ある存在とし、森林を地域の産業資源として活用することを期待している。

事業の進め方

(1) 事業の進め方

都は市町村ごとに委託契約を締結し、市町村は契約に基づき、①事業実施予定地の選定②土地所有者らとの事前相談③事業の実施に係る連絡調整④間伐実施などを行う。

都は市町村から提出される間伐実施予定地報告書をもとに、森林所有者と協定期間二十五年の「森林再生事業の推進に関する協定書」を締結する。ただし、特にやむを得ない事情として、相続税支払いのために土地や立木の売却などをする場合、またはそのほかの経済的理由により売却する場合には協議の上で協定を解除できることになっている。

市町村は第三者への再委託が可能であるとしており、通常、間伐業務について森林組合のほか民間事業体へ再委託している。

(2) 間伐の方法

被圧木を優先しておおむね三〇%の本数を間伐する。五十年間に四回の間伐で、最終的に一ヘクタールにつき六百本程度の本数を目指している。伐採した木は流れ出さないように枝払いをし、残った木の根元に横伏せにする。

(3) 事業により森林所有者にかかるとする制限

二十五年間の協定期間中、森林所有者はスギ、ヒノキの伐採および植栽、土地の形質の変更・工作物の設置を行うことはできない。また、協定書を締結して事業を行った場合、従来からの造林関係の補助金は受けることができない。

これまでの実績

次の表に示す。

年度	面積	
	予定 (ha)	実績 (ha)
十四年度	九六〇	五一〇
十五年度	一四四〇	七五三
十六年度	一四四〇	六五一
計	三八四〇	一九一四

課題と今後の展開

当初は都の全額負担での間伐なら希望者は殺到するだろうと予想していたが、結果は必ずしもそうになっていない。その最大の原因は、協定締結に伴い制限がかかることである。二十五年という年月は今の世代だけでなく、次世代にまで制約を及ぼす。現在は森林を収入源としていなくても、いざという時の臨時の収入源としての期待を持って

おり、二十五年間の制限は森林所有者に二の足を踏ませる原因となっている。

また、森林所有者は地元地域に居住する者とは限らないことや、多人数で共有する森林の場合、協定を締結する上で全員の承諾が必要となるなど、協定締結を進める上での障害もあり、時間と労力だけで解決できない課題を抱えている。

さらに、針広混交林化を進めていくには、間伐による光の差し込み状況や下層植生の変化、立木の枝葉の付き具合、植生遷移などを調査し、どのような間伐をすれば早期に針広混交林化が進んでいくのかを検証しなければならない。広葉樹が自然に芽生え、回復してくるのを待つのか、播種や植付けにより広葉樹を導入していくのかなどの検討も必要になる。

森林再生事業にはこうした課題も多いが、荒廃した森林の回復は全国的な問題であり、五十年、百年の大計に立つて進めていきたい。

豊かな森は、孫への贈り物。

多摩の森林再生事業

森林は木が育つだけでなく、動物や植物の生息地や水源の涵養など、私たちの暮らしを支えています。また、森林はCO2を吸収し、地球温暖化の抑制に貢献しています。多摩の森林再生事業は、多摩の自然環境を保全し、豊かな森を次世代に伝えるための取り組みです。

問合せ先 東京都環境局自然環境部計画課森林再生係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目1-1 都庁第二庁舎5階
電話 03(5321)1111 内線 42-671~672 Eメール S0000631@section.metro.tokyo.jp
環境局ホームページ http://www.kankyo.metro.tokyo.jp

森林再生事業のポスター



企業と地域と結び付けて

森林づくり推進

森の里親促進事業

事業の仕組みと特徴

「森林の里親促進事業」は、長野県が平成十五年度から開始した新たな森林づくりのための事業である。本事業は、県が仲介をして、企業と地域を結び付けて、健全な森林づくりなどを実施して、元気な地域づくりを目指す事業だ。

本事業を「お見合いによる結婚」に例えると分かりやすいと思う。私たち（長野県）は仲人として、事前に見合い写真（里子となる地域の森林の状況を取りまとめたもの）を用意し、相手（企業）に見ていただき、気に入っていただければ、お見合い（現地での話し合い、森林調査など）となる。そして、お互いにちょっといいなあと考えたところで、何回かのデート（打ち合わせなど）を重ね、お互いの性格や趣味（企業・地域の特性）を知り、結婚後の生活や夢（森林整備の内容や支援方法など）を語り合い、お互いに本当に気に入ったところで婚姻届（里親契約）を提出（締結）して夫婦



長野県林務部

林業推進課

● 三石和久

となり、新しい生活がスタートする。この新しい生活が、地域と企業の協働による健全な森林づくりである。

また、仲人としてはこの新婚さんに子供ができたときやその子の節句のお祝いなど（記念植樹、森林整備イベント、ボランティア活動など）へは必ず出席（サポート）する。

これまでに夫婦喧嘩（里親契約違反など）はないが、そんなときには仲裁に入りたいと考えている（仕組みは図1を参照）。

企業も公益的機能を享受

本事業は、田中康夫知事の発案によりスタートした。

森林は私たちの生活にとって重要な役割を果たしており、地域の森林もまた「社会資本」の一つと考えられる。森林の持つCO₂吸収による地球温暖化防止や水源のかん養など、さまざまな公益的機能を享受するのは、森林所有者だけではなく、

社会の構成員である企業もまたそうである、森林の整備について、森林所有者と行政ばかりでなく、企業にもその一翼を担ってもらうことが大変重要であると考えた。

企業の皆様に本県の森林を使って、社会貢献活動の一環として森林づくりや顧客との触れ合い、社員研修・福利厚生のもととして利用していただく、新しい森林づくりの方法として本事業が始まった。

誕生した里親契約地の紹介

現在、里親契約は十四件成立している。

本事業は企業

の要望と地域の期待を結び付ける、ハンドメイドで里親契約を成立させる事業であることから、企業の支援方法や地域での活動の方法なども違う。

図1 森林の里親促進事業の仕組み



里親契約の締結

- 森林整備
- 地域住民との交流
- 企業PR

里子となる森林を所有する集落

- 企業との交流やPRの場の提供
- 森林整備の実施
- NPO等との協働の仕組みづくり

企業

- 森林整備の資金、労働力の提供
- 企業のPR、従業員の福利厚生のための森林活用

斡旋・情報提供

仲人（長野県）

斡旋・支援

本県からの斡旋・情報提供により、企業が事業候補地や整備手法を検討し、ご提示いただければ、地方自治体等を通じて交渉を開始いたします。

本県は契約の締結まで責任をもってサポートいたします。



朝日村でのダイドードリンコ(株)社員有志の除伐活動

日本には約百五十三万の企業(うち長野県には十二万三千社)があり、その中から環境貢献度の高い企業、水に関する企業、CO₂の排出に関する企業など、森林に何らかの関連を持つ企業をピックアップして、本事業がスタートしてから約百六十社に対して里親事業の営業を行ってきた。

そのうち契約できたのが十四件

環境保全に熱心な企業に効果的PRを

企画・運営を行っていく予定だ。実施した。今後はこの里親事業に大学生も参画し、

(株)デサントの大人の林間楽校

東京の大学生約二百三十人をバス六台で信濃町まで輸送し、地域の住民とともに森林整備を



相羽村でのアイシン・エイ・ダブリュ(株)社員の伐採活動

まだ、ほんの一部の企業にしか本事業の紹介ができていないことから、より多くの環境保全活動に熱心な企業に効率的・効果的に里親事業をPRし、里親事業へ参加していただき、企業と地域が手を組み、協働で取り組む健全な森林づくりや活気あふれる地域づくりをお手伝いしていきたいと考えている。

大人の林間楽校を開講し、顧客とともに森林学習や森林整備を実施している。また、間伐材を店内に飾りつけるなど、間伐材の有効利用も積極的に図っている。

▽(株)ジャパンエナジーと原村の取り組み



(株)デサントの大人の林間楽校

▽全日本空輸(株)(ANA)と信濃町の取り組み

東京の大学生約二百三十人をバス六台で信濃町まで輸送し、地域の住民とともに森林整備を

企業の支援金により森林整備が実施されているほか、主だった活動内容を紹介する。

▽ダイドードリンコ(株)と朝日村の取り組み

ダイドードリンコ(株)は社員の有志により森林整備隊を結成し、月一回のペースで隊員約十人程度が森林整備を実施している。

▽(株)デサントと野沢温泉村の取り組み

林業体験や山村体験などを行っている。地域では山菜天ぷらや地酒などで歓迎し、地域交流も大変盛り上がっている。

▽ダイワ精工(株)と(財)仁礼会(須坂市)の取り組み

来年度の入社不定者の環境教育として、地元住民が講師となり、森林整備を行った。森林整備のために開設した作業道などの跡地をマウンテンバイクのコースとして利用し、新たな森林の利用も図っている。



ダイワ精工(株)との調印式(右端が田中知事)

で、成功率は八・八%だ。この成果をどう判断するかは、基準となるものがないので分からない。企業と地域がお互いに理解し、里親契約を成立させるまでには、大変な労力と時間を費やしている。



豊かな森林活用し、 「癒しの森事業」に取り組む

農林業・観光と結び付けて地域の活性化目指す



長野県信濃町
農林課

● 浅原武志

図ろうというのが狙いだ。

（ ）住民が町に導入働き掛ける

信州・信濃町が「町づくり事業」「地域活性化事業」として取り組んでいる「癒しの森事業」は、長野県の「緑の環境産業創造プロジェクト」の中に位置付けられる「エコメディカル&ヒーリング・ビレッジ事業」を受ける形で導入された。県の事業は長野庁の「健康と癒しの森」モデル事業として取り入れたものだ。「癒しの森事業」の期間は平成十五年度から三年間。

近年、ダイエットや生活習慣病予防など健康に対する関心度が高まっていることや、森林の保健・休養への期待が強まっていること、そして山村における雇用機会が減少してきたことが事業導入の背景である。

都会の疲れたサラリーマンやOLを対象に、企業の産業医らを通じて当町に来ていただき、森林浴や宿でのもてなしを体験することで、リフレッシュした気分でもらおうというものだ。森林の癒し機能と農林業、観光、地域医療を有機的に結びつけて交流人口を増やし、地域の活性化を

役場内に「癒しの森係」が設置されており、事業のコーディネートと共に総合窓口としてお客様の滞在プログラムの提案をすることや、希望者に対し森林メディカルドクターによる問診や癒しの森コースの処方を実施することである。森林浴のときには森林療法を実践してくれる森林メディカルトレーナーが癒しの森コースに同行し、森の中で五感を開放するお手伝いなどをする。森林浴後は癒しの森の宿で各種アロマ精油による芳香浴に加え、ハーブティーや葉草茶などを静かな環境のもと提供されることも特徴である。

食事は有機・減農薬に配慮した地元の朝取り野菜、山菜・キノコ、葉草などの郷土食材をふんだんに使ったヘルシーで健康的な料理が提供される。

もう一つ大きな特徴がある。それは県や町から

のトップダウン方式ではなく、住民サイドからの働き掛けによる官民協働の新たなスタイルで事業展開されていることだ。現段階では行政側の協力的かつ積極的な支援の下、そのスタイルが全国で例を見ないほどの成功を収め、市町村関係者やマスコミをはじめ各方面から注目を集めている。

事業の推進を図るため、農林水産業から商工業、観光業関係者、学識経験者、さらに医療関係者も加わった幅広いメンバーで構成する「癒しの森事業推進委員会」が発足している。また、任意組織として森林メディカルトレーナーと癒しの森の宿のオーナーが中心となって信濃町森林療法研究会「ひとときの会」が結成され、自然療法や体験療法といった六つのワーキンググループに分かれて自主的な研究会や活動を行い、来訪者に対してのもてなしの気持ちを深めている。



森林療法に出かける前のストレッチ



癒しの森、御鹿池コース

森林療法基地を目指す

この事業は、平成十四年に当町に在住する作家C・W・ニコル氏が長野県に提示した「エコメデイカル&ヒーリンググビレッジ構想」が採用され、立ち上げられたものだ。この事業に即座に目をつけたのが、自立を選択した町が今後持続的に発展していくため、地域づくりの中核となる事業や活動にどのようなものが必要かと考えていた住民有志たちであった。その住民たちは目標を事業の中核となる疲れた都市住民と豊かな森林とをリンクさせ、スキーリゾート・高原保養地としてのノウハウを持った宿泊施設や、各種体験学習に秀でたトレナーも生かして地域づくりに取り組むこととした。海外の森林療法先進地であるドイツのバートウエーリスホーフェン市のような医療と連携し

た森林療法保養地を目指している。

単に集客を増やすだけでなく、この事業は住民の健康にも活用できる。主要産業である農業の発展にもつながる。森林療法保養地を目指すことで森林整備も促進される。これに行政側も共感し、町が一つの目標に向かって協力し合うチャンスになると感じ、事業を導入した。

信濃町総面積の約七三%が国有林を含む森林で占められている。人工林のカラマツ二五%、スギ二〇%、ナラ四%のほか、針葉樹と広葉樹の自然林五一%が混在している。当町にある長野森林組合北部支所が森林整備を住民に訴えている。毎年五十ヘクタールもの間伐を実施しているが、担い手の少ない森林が増えているのが現状だ。この事業により、住民が森林を見直すことも期待される。

森林メデイカル医師充足が課題

地方病院での医師不足が社会問題化している中、町立の信越病院には平成十七年十月より、東京警察病院で要職を歴任された医師二人が新たに



癒しの森、コース終点、秋の地震滝

「森林メデイカルドクター」として派遣されてきた。森林浴を中心にした集客が各地で始まっている中で、森林メデイカルドクターの間診や癒しの森コース処方は、医療的な側面からの援護を得られることになり、この事業での特色となる。しかしながら、地域住民への医療業務もあって、森林メデイカルドクターとして活動できるのは、現在のところ月に二日が限度だ。より多くの森林メデイカルドクターの確保が今後の課題と言える。

また、官民協働の新たなスタイルでの事業展開をコンセプトとしているため、住民の理解をさらに深めることに努めるとともに、身近な森林を利用して健康な住民を増やしていきたい。何よりもこの事業は産業振興、雇用創出が目的であるため、その効果が表れるような集客が課題である。

今後の計画では癒しの森事業推進委員会と町が中心となって、最も癒されたいニーズを持っていると思われる都会のサラリーマンやOL、さらには企業にPR活動を展開していく。また、提供する料理の研究や野菜の有機化、減農薬化を推進しなければならぬ。当町では化学肥料と農薬の使用量を長野県が策定した地域慣行基準より五〇%削減した特別栽培米の生産が始まった。従来の価格よりも高騰してしまう問題はあがあるが、癒しの森の宿での提供を考えている。

このように徐々にではあるが、町が動き始めている。自然を愛し、信濃町を愛し、この町を残したいと強く願っている住民の熱い鼓動が聞こえる町になりつつある。そして子供たちに誇れる町を目指し、町全体が一步目を踏み出したのだ。



環境林における新たな森林づくり

4年目を迎えた森林環境創造事業



三重県環境森林部
森林保全室

● 近藤 治

新たな森林管理の展開

三重県の森林面積は県土の六五%を占め、人工林率も六二%と高く、森林・林業の先進県と言われている。しかし、素材生産量は昭和六十三年をピークに減少傾向にあり、林業従業者も昭和三十五年の一人から平成十二年には千六百人にまで減少している。

こうした林業経営の悪化により、適正に管理が行われない森林が増加していることから、三重県は平成十二年度に「森林の有する公益的機能を持続的・効果的に発揮させること」を森林政策の基本的かつ最重要課題と位置付けるとともに、「あらゆる活動主体との協働により持続可能な森林管理を行い、森林の有する公益的機能を効果的に発揮させ、循環型社会形成に寄与すること」を基本理念に掲げた。

森林が有する公益的機能による恩恵は多くの県民が享受しており、森林所有者自らによる管理が困難となった森林については、公的管理により公

益的機能の高度な発揮を目指し、平成十四年度より森林環境創造事業を展開している。

独自の森林ゾーニング導入

(1) 森林ゾーニング

三重県の森林は、森林の有する機能面で三つに区分する国型森林ゾーニングとは別に、全国に先駆けて導入した、森林の利用実態で区分する三重県型森林ゾーニング（以下、県型ゾーニング）により、木材生産を主体として資源の循環利用を行う「生産林」と、林業生産を主目的とせず、森林の公益的機能の高度発揮を重視する「環境林」に大きく二つに区分し、それぞれの区分に応じて森林・林業施策を展開している。

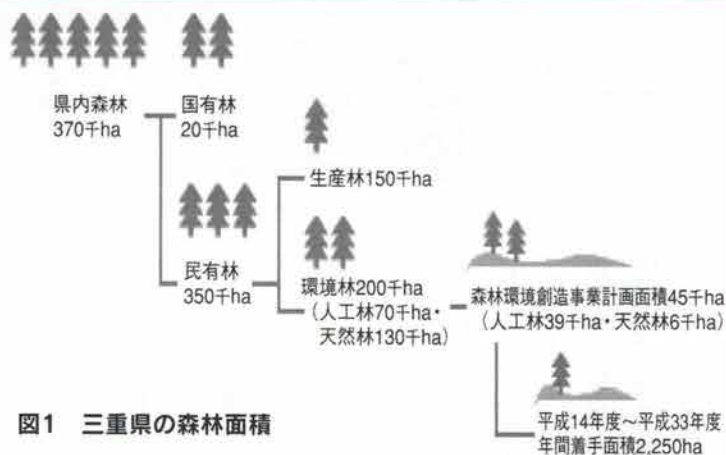


図1 三重県の森林面積

「生産林」には林道などの基盤整備や造林・間伐などの事業を、「環境林」には森林環境創造事業を中心とした環境林整備事業を行い、それぞれ利用実態に則した効率的・効果的な予算投入が図られることで、県全体の網羅的な森林整備が効率的に達成されと考える。

森林環境創造事業の対象森林は、県内の民有林約三十五万ヘクタールのうち、「環境林」に区分された約二十万ヘクタールから保存型環境林や保安林などを控除した四万五千ヘクタールとしている。

(2) 管理委託契約および環境林づくり協定締結

事業対象森林のうち、森林所有者自身による管理が困難となった森林について、森林所有者は事業主体となる森林組合などの認定林業事業体（以下、事業体）と二十年間の

「森林管理に関する管理委託契約」（以下、契約）を締結し、森林管理に関する権限を事業体へ委譲する。それと同時に、森林所有者は事業体と市町村との間で「環境林づくり協定」（以下、協定）も締結する。これは、森林所有者が契約終了後も環境林を維持する旨を約束するものであり、森林の公益的機能が永続的に発揮されることとなる。

(3) 環境林整備計画の策定

事業体は森林所有者との契約締結後、二十年間の整備内



表1 森林環境創造事業の事業対象

三重県の森林区分			内 容	森林環境創造事業
環境林	森林環境保全型	保存型	原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する森林	×
		保全型	土砂流出・崩壊の防備・水源かん養等安全で快適な県民生活を確保することを重視した森林	○
生産林	人との共生型森林		自然休養林、風致探勝林等のレクリエーションの森林、及び文化としての森林地域で、県民が森林へ積極的に参加する森林	○
	持続的利用型森林		日常生活等に必要であり、環境に対し負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視した森林	×

容を明らかにした環境林整備計画（以下、計画）を策定する。この計画では「多様な樹齢の針広混交林」や「針葉樹広葉樹混交林」など森林の将来の姿を想定し、間伐などの森林整備手法や付帯的に必要とされる管理歩道などを計画するとともに、整備後の森林の変遷状況を確認する巡視についても計画する。

この環境林整備計画は、市町村が設置する多様な主体で構成された地区森林管理協議会（以下、協議会）において、地域の森林づくりに沿った計画に合致するかなどの議論を経て、市町村が認定することとしている。

(4) 森林整備などの実施

事業体は認定された環境林整備計画に沿って、針葉樹人工林における強度間伐（本数間伐率三

〇%以上）や広葉樹林における受光伐（胸高断面積三〇～六〇%）のほか、一部下刈りや植栽も実施している。また、二十年間整備・管理していくため、必要最小限の管理歩道なども開設する。

これら森林整備に要する経費に対して、三重県と市町村とで一〇〇%助成しており、全国に先駆けた新しい事業として創設当初から注目を浴びている。

(5) 巡視による森林管理

事業体は整備後の森林について、高木性広葉樹の稚樹が侵入しているか、あるいは光環境が改善されているかなどを巡視により確認し、改善が進んでいない、あるいは現計画では目標森林に誘導できないなどと判断した場合には計画の見直しを行うこととしている。

成果と課題

森林環境創造事業は本格実施してから四年が経過し、この間、事業効果や課題が明らかになったので、以下に幾つかを述べる。

これまでに県内約六千ヘクタールの環境林において整備計画が策定され、公益的機能を発揮すべく森林整備が行われており、徐々にその公益的機能を発揮しつつあるものと考えている。

そして、間伐などの森林整備による直接的な効果もさることながら、事業実施の過程で、市町村内部において森林管理のあり方や県型ゾーンニングの議論を行うことにより、地域の森林づくりに対する取り組みが活性化している。同時に、従来型の森林整備を実施してきた事業体においても、森

林環境創造事業が推進する強度間伐を実施することと、強度間伐に伴う風倒被害への恐怖心が払しょくされ、森林の公益的機能の発揮に配慮した森林整備を検討する中で得た知識を生産林へフィードバックするなど、間接的な効果も大きいものと考えている。

また、①環境林整備計画樹立時に必要となる森林所有者との契約や協定の締結に伴う境界確定②不在村森林所有者への普及啓発③森林環境創造事業で採用している精算補助方式による事務の煩雑さ④確立されていない広葉樹林の整備手法などが課題として挙げられるが、最も大きい課題が財源の確保である。

森林環境創造事業は県費八割、市町村費二割を財源としており、県予算が年々削減される中、二十年間の事業継続には厳しい将来が予想される。このため、事業システム的大幅な改善や国庫補助金や特別交付税、交付金などの活用も検討しているが、国庫補助事業の要件緩和など、事業拡充についても期待しているところである。

おわりに

森林環境創造事業は森林所有者の意見や市町村の意向を反映したボトムアップ的な手法で事業計画を策定しており、まさに地方分権や税源移譲が進む中、今後の森林施策の主流になると想定される。

現在、事業課題を解決すべく種々検討を重ねているが、今後は事業の有効性を維持しながら、効率的な事業へとさらに発展させたいと考えている。



地球環境を守り、子供たちの

未来を育む「緑の公共事業」

——ボランティア・大学・企業と連携した新たな取り組みも



京都府農林水産部
林務課

● 平井 基

（緑の公共事業とは

京都府では、「豊かな水やきれいな空気を提供し、美しい景観を提供する森林は、子供たちの未来を育む上で欠かすことのできない大切な財産であり、これらを適切に保全していくことは、まさに公共事業の名にふさわしい」との山田啓二知事の考えのもとに、平成十四年度から「緑の公共事業」をスタートさせた。

森林は命を育み、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止などのさまざまな公益的機能を果たす府民共有の貴重な財産であるが、木材価格の低迷などを背景に森林の手入れが十分に行われなくなり、従来の対策だけで守っていくことが非常に難しくなっている。このため、緑の象徴であり、京都府域の四分の三を占める森林の保全・整備などを、地球環境の保全や子供たちの未来を育むための公共事業と位置付け、放置森林の整備や京都の文化に貢献する森づくり、間伐材などの利

活用などを積極的に推進している。

また、これらの事業実施に当たっては、学識者ら外部委員による政策検討会議を設置して解決すべき課題と対応方策を検討。パブリックコメントなどを行った上で、次年度予算に反映されるよう計画をとりまとめて府民に明らかにし、併せて、継続的な業務改善活動のためのマネジメント手法であるPDCAサイクルで、毎年、計画を見直し更新する「アクションプラン」という施策立案方式により取り組んでいる。

（環境の視点で森林を守る

このように緑の公共事業は毎年、施策を点検しながら、「環境」という視点から森林の保全・整備を進めており、これまで次のような取り組みを柱に推進してきたところである。

○公共性の高い森林の緊急的整備：計三千ヘクタール強の間伐などを実施（放置森林や放置竹林の整備、京都・文化の森づくり、水源地域の森

林整備など）

○森林整備による雇用の創出：計二人余りの実雇用を創出（放置森林のモデル整備などによる担い手育成など）

○木質資源の積極的な活用：計一万三千立方メートルの間伐材を活用（公共事業や学校施設での間伐材利用、府内産木材認証制度、京都の木文化振興など）

○森林生態系の保全：計一万六千立方メートルの枯損木などを処理（野生鳥獣対策、森林病害虫対策など）

（特徴的な取り組み

▽世界に誇る京都の文化を支える「京都・文化の森づくり」

京都には多くの世界的な文化遺産があるが、こ



府内産材を使った学校机の整備

れらには貴重な建築物などと一緒にとなって景観を形成する豊かな森林、あるいは文化財の修復用材や祇園祭、鞍馬の火祭りなど京都の伝統祭事に使用するマツやツツジなどを供給する文化を支える森林が欠かすことのできない存在である。こうした京都が誇る、優れた歴史文化を後世に引き継いでいくため、社寺などの周辺の森林の計画的な整備を推進するとともに、京都府内のスギやヒノキの百年生以上の大径木や祭事などの伝統文化、文化財などを支えるために必要な用材を供給する森林の指定・登録を進めている。平成十五年度はヒノキ三・四ヘクタール、十六年度はスギ三・五ヘクタールを



京都・文化の森に指定されたヒノキの大径木

が、こうした行政が中心となった取り組みだけでは森林を守り育てていくことは困難である。このため、府民ぐるみで森林を守り育てる「モデルフォレスト」の理念を



京都の伝統行事・祇園祭の山鉾で使われるマツ

指定した。

▽ウッドマイレージCO₂木材認証制度

京都府内で生産された木材の産地証明に加えて、木材の輸送時に排出される二酸化炭素の量「ウッドマイレージCO₂」を数値で示すことで、府内産木材の利用を促進し、地球温暖化防止を進めるウッドマイレージCO₂木材認証制度を、昨年度全国で初めて創設した。遠く欧米からエネルギーを使って運ばれてくる木材ではなく、輸送エネ

ルギーが少ない京都府内産の認証木材を使うことで、地球温暖化防

止にもつながるこの取り組みを平成十七年二月に発効した「京都議定書」の採択の地として、大きな取り組みに広げていきたいと考えている。

（京都発モデルフォレストの創造を）

このように緑の公共事業を積極的に進めてきた

京都府産 木材

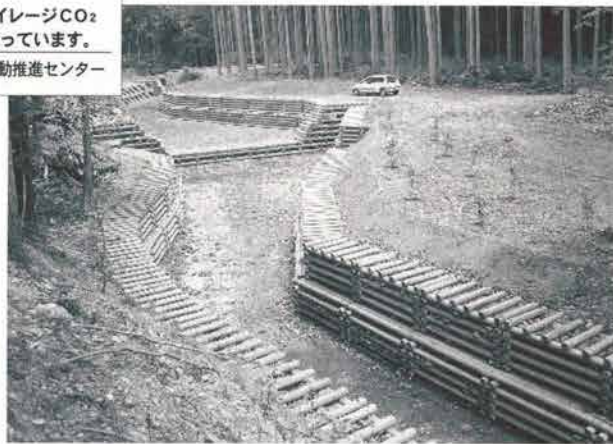
地元で育てた木を地元で使う。木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。

木材は、わずかなエネルギーで生産できる「人と地球に優しい」原料ですが、それでも産地から消費地までの輸送にはエネルギーが必要です。そのエネルギー消費量を二酸化炭素の排出量に換算したのがウッドマイレージCO₂。「kg-CO₂」という単位で表示され、輸送距離が短いほどその数値は小さくなります。地元産の木材を地元で使うことで地球温暖化防止に貢献できるのです。



この木材は、ウッドマイレージCO₂が算出できるようになっています。

京都府産 認証 京都府地球温暖化防止活動推進センター



(上) ウッドマイレージCO₂木材認証の表示シール
(下) ウッドマイレージ認証木材を使った治山ダム整備

な関係者が連携して、放置された森林を豊かな水源の森や里山に再整備しようとする取り組みが始まっている。今後、さらにこのような取り組みの輪を大きく広げ、京都発の新しい森林づくりの取り組みを発信していきたいと考えている。

既に京都市の南西にある山崎の合戦で名高い天王山などでは、森林所有者や森林組合だけでなく、森林ボランティア団体、大学、企業、行政などのさまざまな

取り入れ、多様な主体の参加と連携により持続可能な森林づくりを目指す新しい府民協働の仕組みづくりに取り組み始めたところである。
モデルフォレストの取り組みは一九九二年の世界地球サミットの際にカナダが提唱したものだ。現在では米国、メキシコ、中国など世界十五カ国三十一地区にまで広がっている。
京都府は平成十七年十月に「京都府豊かな緑を守る条例」を制定して、府民が主体的に森林づくりに参加できる仕組みを制度化したところである。今後、この条例をてこに京都にふさわしいモデルフォレストの取り組みを進めることとしている。

日本一広大な「高山市」のまちづくり



岐阜県高山市長 土野 守

歴史とまちづくり

「心のふるさと 飛騨高山」で知られる高山市は、天正年間に豊臣秀吉の命を受け飛騨に赴任した金森長近公以降、金森氏六代百七十年間に築き上げられた城下町としてのまちづくりが基礎となっています。

江戸時代には幕府の天領（直轄地）となり、代官、郡代二十五代による政治が百七十七年間続きました。当時の役所であった高山陣屋は全国で唯一、その建物を現在に残しており、国指定の史跡となっています。

春秋の高山祭は「動く陽明門」とうたわれる絢爛豪華な祭り屋台の引きまわしやからくりなどで知られ、日本三大美祭の一つといわれています。

観光地としての飛騨高山は、昭和四十五年に旧国鉄の「ディスカバージャパン」キャンペーンにより全国的に脚光を浴びたのを契機に、当時、年間六十六万人であった観光客が平成十三年には三百二十一万人を記録し、それ以降も毎年三百万人を超える観

光都市として発展してきています。

しかし、観光客に焦点を絞ったまちづくりではなく、市民が生活しやすいまちが観光客にも喜ばれるまちであるという基本的な考え方に基づき、「市民の誰もが、安全、安心、快適に暮らせるバリアフリーのまちづくり」に取り組んでいます。

新 高山市の誕生

平成十七年二月一日、近隣九町村と合併し、日本一広大な面積を有する市として生まれ変わりました。

新市は合併前と比較して、人口は三万人増加の約九万七千人ですが、面積は約十五倍の二千百七十七平方キロとなり、東京都とほぼ等しい面積となっています。

市域の東側は長野県、富山県、西側は福井県、石川県と隣接し、また、面積の九二・五％を森林が占めています。中部山岳国立公園の乗鞍岳など雄大な自然や奥飛騨温泉郷をはじめとする温泉、数多くの重要文化財や伝統文化、民俗芸能、食文化など、

魅力的で個性あふれる地域資源を豊富に有する都市となりました。

行政改革の取り組み

平成十一年度に「第三次行政改革大綱」を策定し、平成十七年度を目標年次として改革を進めてきました。平成十六年度までの五年間で、目標を上回る百十一人の職員削減（平成十一年度対比一六・四％減）を行い、約十億二千万円の人件費削減を行いました。

しかしながら、合併に伴い、起債残高の大幅な増加や財政力指数の低下など財政状況が悪化し、職員数も千二百六十九人と増加するなど、課題が山積しています。

また、編入合併した旧町村地域に九つの総合支所や地域審議会を設置するとともに、これまでの地域独自のまちづくりを支援するために地域振興特別予算を創設するなど、日本一広大な市域を形成するそれぞれの地域に配慮しているため、直ちに行政の効率化が図れない状況にも

あります。

こうした中、平成二十一年度を目標年次とする「第四次行政改革大綱」やそれを具体化した実施計画を策定しました。その内容は、全体の三割に当たる四百人の職員の削減、組織や支所機能の統廃合など計百二項目の行政改革を実行するものです。

新 市のまちづくり

合併を機に策定した平成二十六年までの十年間を計画期間とする「第七次総合計画」では、基本理念を「住みよいまちは行きよいまち」と定め、豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を生かしながら、誰もが住みやすい落ち着いた住環境と、多くの人々が集う賑わいのある交流環境の整備を進めていくこととしております。

行政、市民、事業者が一体となって創意工夫し、全市民が一体感と連帯感を持って生活できる新しいまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。



学習林整備での
松くい虫被害木の
チップによる
歩道づくり

出羽庄内公益の森整備事業 ● 山形県庄内総合支庁

延長33キロにわたる庄内砂丘のクロマツの海岸林は、歴史的な遺産であるとともに、産業と暮らしを支える地域に不可欠な存在である。しかし、燃料革命以降の手入れ不足や猛威を振るう松くい虫被害により、松林は消失の危機をはらんでいる。砂丘地農業の崩壊や地域産業と暮らしの危機につながりかねない。この300年かけて造られてきた森を、我々の代で消滅させることなく次世代につなぐために、それを地域の共有財産としてとらえ、多様な主体の協働による新たな管理の仕組みづくりを目指すことが当事業の理念である。それはまた、厳しい自然との共生の中で綿々と育まれてきた「庄内の森づくりの文化」の伝承にほかならない。



ボランティアリーダー養成研修。「松くい虫ってなんだろう」とマツノマダラカミキリの観察実習



庄内砂丘と庄内平野

関係団体が一同に平等に話し合う場「出羽庄内公益の森づくりを考える会」



市民参加による森林ボランティア活動「砂防林を育てよう」



森林づくり

「緑の森復旧タイプ」のオーナーに
植林方法を教えているところ



オーナーの皆さんに下草刈り用機械の使用方を教える



火災に遭った森林

森林づくり活動フィールドオーナー制度 ● 宮城県丸森町

平成14年3月、丸森町では林野火災で160ヘクタールを消失した。町は復旧計画の一環として、平成16年4月から森林づくり活動フィールドオーナー制度を展開。町外在住者に被災地など町有林を提供し、森林づくりの楽しさを享受してもらうもの。被災跡地に広葉樹を植栽し育ててもらった「緑の森復旧タイプ」と、広葉樹林の手入れを行いながらキノコ栽培、森林浴を楽しんでもらう「広葉樹の森満喫タイプ」の各10区画。講習会を開催した後、復旧タイプでは平成16年5月に広葉樹の植栽、7月に下刈りを行った。今後、保育作業を継続して10年間管理する。満喫タイプは平成16年12月にシイタケの植菌、今年5月に収穫に向けての伏せ込み作業を実施して翌年の収穫を待つばかりである。各オーナーの自由な発想を基に積極的な森林づくりが行えるよう、支援していきたい。



オーナーが下草を刈っている様子



(左)「広葉樹の森満喫タイプ」のオーナーへのシイタケ栽培講習会



養成教室の開塾式



養成教室での下草刈り



自然教室での川遊び



養成教室での間伐



養成教室での枝打ち

森林づくり塾 ● 東京都世田谷区と群馬県川場村

世田谷区と川場村は昭和56年、縁組協定を締結し、村内2カ所に区民健康村施設建設や農産物の販売など幅広い相互交流を行ってきた。両自治体はこれまでの交流をさらに深めながら、共に汗して一歩踏み込んだ具体的なアクションを起こそうと、締結10周年を記念して平成4年1月、「友好の森」事業に関する相互協力協定を新たに締結した。これは利根川の上流と下流の自治体と住民の連携により森林の保全・育成をするもので、村民はもとより区民との共通財産である自然環境を協働で守り育てる運動をしていくという、他に類のない試みだった。具体的には、①森林作業初心者向けの森林になれ親しむ事業②下草刈りや間伐、枝打ちなどの森林作業技術の習得と併せた森林管理、環境保全活動（養成教室）—などを内容とした「森林づくり塾」と、小学生向けの森林になれ親しみ、山村での総合的な体験活動（自然教室）や中学・高校生を対象にした短期間の山村留学などの「森の学校」に取り組んでいる。

都市での里山再生一田んぼ作り



都市部での里山再生一今年取れた古代米



里山の伝統文化を生かした体験プログラムでの縄ない



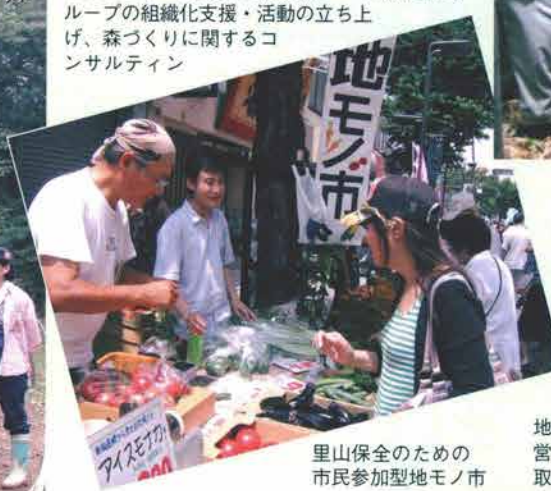
資源循環型の里山再生 ● NPO法人よこはま里山研究所 (NORA横浜市)

NPO法人よこはま里山研究所は、日本がかつて当たり前にあった里山をモデルに、資源循環型で持続可能な地域をつくるため、以下の活動をしている。▽地域の自然再生……自然再生グループの組織化支援・活動の立ち上げ、森づくりに関するコンサルティング

森林作業研修会



竹林の手入れ



里山保全のための市民参加型地モノ市

グ・研修の企画▽地域文化の保全・再生……伝統的な里山技術を生かしたプログラムの開発、農のあるまちづくり▽地域資源の活用……市民ネットワークを利用した竹・間伐材などの再資源化、地域木材利用促進のための展示会開催、遊休農地の活用▽地域資源を生かす生業の支援……地場農産物PRのための「地モノ市」企画・運営、地域資源を利用する職人の支援、援農を取り入れたグリーンツーリズムの開発。



枝打ちの作業中

市民林業士 ● 大阪府高槻市・大阪府森林組合

大阪府高槻市は市面積の約半分を森林が占めているにもかかわらず、所有者の高齢化などにより、管理・保全整備が困難な状況に直面している。市と大阪府森林組合は、市民と協働で適正な保全を進めようと、平成16年度から森の仕組みや林業技術、安全などの講義や実習をする「市民林業士養成講座」を開講している。講座を修了した市民林業士が母体となるNPO法人森のプラットフォーム高槻は依頼を受けた森林の整備や、所有者の了解を得て伐採材を木製品や木工クラフトの材料として活用するなどして、森林の循環利用に取り組んでいる。



市民林業士に認定された第1期生がスタッフと共に記念撮影



子供たちに木工クラフト教室を開催



間伐材の寸法確認



間伐した木を短く切る玉切り



間伐材の搬出

ボランティアで落葉樹を植林 ● 山武に雑木林をつくる会

千葉県山武郡山武町はかつて「山武杉」という有名な杉の産地だったが、立木価格の低迷と「山武杉」特有の病気により、国内の他の林業地と同様に林地が手入れされなくなり、非常に荒れてきた。このような中、当会は平成10年から小面積の荒れた杉林を伐採し、そこにその地域に自生している落葉広葉樹のクリ、コナラ、クヌギ、コブシ、ケヤキなどをボランティアで植えて育てている。作業は月1回程度で、作業内容は下草刈り、下枝打ちなどのほかに、野草の料理作りや炭焼きなども行っている。今は作業小屋を兼ねたログハウスを建設中だ。



炭焼き



下草刈り



種まき



枝払い



ログハウスづくり



家族連れにも参加してもらい、機会あるごとに催される雲仙山頂の植樹

災害復興は森の再生から ● 雲仙百年の森づくりの会（長崎県島原市）

平成3年6月の雲仙普賢岳の噴火による土石流や火砕流で、国立公園の森1,600ヘクタールが消失した。噴火収束の平成8年に地元住民を中心に「雲仙百年の森づくりの会」が発足。災害復興は森の再生からを合言葉に活動が始まった。地元の里山で木の種子を拾い、畑にまいて苗木を育てる。3年のほど育成した苗を山に定植し、これまでに約3万本を植えた。二酸化炭素を吸収して温暖化防止の役割を担った森へと、その森は確実に成長し、7年前の樹高が7メートルに成長した。毎年2月、島原半島10校の高校生が参加した卒業の森づくりも、平成18年2月に第8回目を迎え、約800人が参加の予定だ。



7年前に植樹した木は4メートル以上に成長して林になった

火砕流、土石流で森が失われ、赤茶けた山肌



(中) 1メートルほどに成長した苗木など記念植樹のための準備
(下) 地元の種を使用するため、秋に地元の里山で種拾いを行う

森林整備協定調印式（左より幸山熊本市長、潮谷義子熊本県知事、家入大津町長、藤本正一高森町長）



(下) 植樹にはたくさんの方の上下流住民が参加した



熊本市・大津町合同植樹祭

森林整備協定調印熊本市・大津町合同植樹祭での記念碑（標柱）建立。碑の左側が家入勲大津町長、右側が幸山政史熊本市長

「水源かん養林」森林整備協定 ● 熊本市

生活用水の100%を地下水でまかなっている熊本市は、地下水の保全に向けて上流域の4町村（大津町、高森町、山都町、西原村）と森林法に基づく森林整備協定をそれぞれ締結している。この協定は、森林の持つ水源かん養機能（水源貯留、水源調節、水質浄化、洪水緩和）に注目したものである。本市の貴重な財産である地下水を将来にわたって守っていくための上下流連携施策として、上流域に造林し、森林化を図る契約を自治体間で結ぶものだ。同協定に基づき、上下流交流を推進するため、本市と上流の町村と合同の植樹祭を開催したり、上流域で市民ボランティアに間伐や枝打ちなどの保育作業を体験してもらったりする「水源の森づくりボランティア育成講座」も実施している。これまでの本市の「水源かん養林」の造林面積は約589ヘクタールだ。

日本における森林療法の現況と今後の可能性

森林療法の定義と意義

森林療法とは、森林浴を代表とした森林レクリエーションをはじめとして、樹木や林産物を活用した作業療法、森林内を歩きながらのカウンセリングやグループワーク、森林の地形や自然を利用した医療リハビリテーションおよび生活習慣病予防、そして森林における幼児保育など、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していくセラピーのことであると考えられている。前述した「森林浴」という言葉が市民に定着した今日、そこから自然療法の一つとしてさらに一歩進められた形が森林療法なのである。現在のところ、生活習慣病の予防医療や代替療法、健康増進、メンタルヘルスなどが森林療法の主な目的であるが、今後の調査や臨床研究によっては、精神疾患やリハビリテーションなどの治療領域での導入の可能性も考えられている。

再注目される森林の保健休養機能

二〇〇三年に林野庁が発表した「高齢社会における森林空間の利用に関する調査報告書」によると、全国の医療機関のうち、

高齢者の保養・療養環境として森林に期待している機関が五〜七割以上の高率に上ることが明らかになった。我が国が迎えている高齢化社会や生活習慣病の予防医療なども含めると、保健休

養環境、健康増進としての森林活用は今後さらにそのニーズは高まることが予想される。

しかしながら、同報告書では、そうした活用を考え



2004年、長野県軽井沢町において森の中のカウンセリング

た場合の現時点における課題として、「森林の未整備」「専門の付き添い人がいない」「保険点数の対象とならない」などのことも同時に挙げられている。国土の実に七割近くを森林が占めている我が国においても、非常に険しい地形や、公有、

私有の所有形態による立ち入りの制限、また専門の人的環境の未整備などによって、森林の持つ貴重な保健休養の機能は十分に活用されているとは言えないのである。

こうした現状の流れを受けて、〇四年三月に林野庁・厚生労働省がオプザバーとなる産官学連携の「森林セラピー研究会」が東京で発足した。同研究会では、森林環境の持つ保健休養効果についての科学的検証（エビデンス実証）をはじめ、



兵庫県立大学自然・環境科学研究所
助教授 ● 上原 巖

森林療法に関する情報の整理、療法のプログラム作成、資格制度の検討、全国各地での先導的なモデル地の創設などに取り組むことをその目的としている。

また、同研究会設立と前後し、〇二年四月には

市民研究会の「森林療法研究会」も長野県軽井沢町で立ち上げられている。同研究会は会費や規約なども設けない全員の市民研究会として発足した。その後、同研究会は各地にもつながり、現在では神奈川県、千葉、静岡、山梨、三重、長野の各県内にも支部ができ、それぞれ独自の活動を展開している。こうした一連の流れを見ると、今や市民の間にも森林の保健休養、森林療法についての関心は高まってきたことがうかがえる。

これまでの研究・調査面での概要

〇三年に林野庁が行った「森林の健康と癒し効果に関する科学的実証調査」では、健康な成人男女二十人を被験者として、都市環境と森林環境における同条件の運動（散策）の前後に採血検査と気分プロフィール検査（POMS）を用い、森林の持つストレスの軽減や心理的な効果などについて調査が行われた。

都市環境は街路の歩道、森林環境には、ヒノキ、アカマツの針葉樹とコナラ、ホオノキ、ヤマザク



2003年、岐阜県下呂市で行われた生理・心理実験の風景

ラなどの広葉樹の混交林が使われた。調査実験の結果、森林環境での運動後には、都市環境での運動後に比べて免疫機能を持つナチュラルキラー（NK）細胞の活性が上昇し、ストレスホルモンのコルチゾールが有意に減少すること、また、心

理的にも森林環境では緊張・不安、抑うつ・落ち込み、怒り、疲労、混乱などが緩和され、逆に活気が与えられることなどが明らかにになった。そのほか、森林景観を眺めたり、樹木・

木材の芳香をかいだりと心身がリラックスすることとが脳波測定や血圧・血流測定などによってこれまでに確認されている。

また、実際の福祉・医療分野においても、知的障害者対象の森林療法の実践の結果、パニックや暴発行動が減少することなども報告されている。また、児童対象の研究では東海地域の山間部の病院において、身近な森林公園を調査地とし、トラウマ関連疾患児童を対象として、毎週三回の頻度で、それぞれ午前九時～正午までの三時間前後、森林散策および枝・落葉集め、ドングリ拾いなどの軽作業を行った。その結果、薬剤抵抗性の重度パニック、フラッシュバック、衝動行為などが改善し、特に森林療法実施後には「ひきこもり」「社会性」「攻撃的行動」などの各行動尺度において良好な結果がみられ、コミュニケーションスキ

ルでは発語が明りようになり、場面に応じたコミュニケーションや、グループ内での自己の役割に応じた行動を取れることができるようになるなどの変容がみられたことが報告されている。

カウンセリング分野での研究でも、簡便な気分評価スケールを用いることによって、森林でのカウンセリング後には自己の抱える悩みの減少・緩和や、自分自身を受け入れる「自己受容度」、コミュニケーション意欲・能力、チームワークなどが向上することが報告されてきている。

以上のような結果から、森林環境はこれらの患者の「受容環境」として治療的な意義を持ち、森林療法はゆったりとした治療時間軸の中において、長期間の精神療法に適していることが推察されよう。

また、〇五年度の日本森林学会大会では、「森林環境の持つ保健休養機能についての新たな研究の展開」という新テーマのセッションが設けられた。同セッションでは森林環境内の揮発性物質（いわゆるフィトンチッド）や音・光、温度・イオン環境などの「環境要素型」の研究、さまざまな森林環境下における「生理的・心理的」な研究、そして「臨床研究」の三つのタイプの発表が行われた。それらの研究結果から、①針葉樹・広葉樹の混交林が林内揮発成分、音、温度、休養効果などでも多様な作用を有している②都市環境と比較して、明るく健全に整備された森林環境では快適性、休養効果が高く、心理、生理ストレスが少ない③保健休養効果には、当然ながら個人の嗜好や過去の森林体験も影響する④森林には心身の異常



造林地の中に設けられた散策・リハビリコース（2003年、ドイツ・バイエルン州）

森林散策が医療的保養の中にも取り組まれているのが、ドイツ、フランス、ブルガリアなど欧州諸国にみられる特徴である。また、その保養地の気候や自然環境をすべて利用して保養施設や環境が整備されており、特別な森林を新たに造成したり、使ったりしているわけではない。身近な造林地なども保養環境として利用し、従来の林道、作業道をセラピーのコースとして使っている。またその際に、平均勾配や距離などから、歩行消費カロリーを計算したコースの

値を健常値に近づけるスタビライザー的な働きがある⑤森林療法は長期における行動療法、精神療法、環境療法に好適である——ことなどが報告されている。また、同大会には精神科医や教育関係者の方も参加され、今後はさらに医療・福祉や教育現場とのコラボレーションを図っていくことも提言された。

海外の事例



私有林内を散策する保養客（2003年、ドイツ・バイエルン州）

設計には医師が担当している。ドイツの自然保養客の森林散策の目的は、呼吸器系、血液循環器系（脳梗塞なども含めて）疾患、神経痛・リウマチ、ぜんそくなどのリハビリのほか、肥満、運動不足、不眠、ストレスの解消、気分転換などである。また、保養地では保養税（クア・タックス）という税金を保養客の宿泊代の中から徴収し、保養環境の整備に充てている保養

地も多い。独

り入れる検討の余地があるだろう。

国内での取り組みと今後の課題・展望

森林療法関係の事業・企画の取り組みを始めた市町村がすでに全国的に増えてきている。それらの計画がスムーズに進んでいる地域の特徴としては、計画の目的と対象者が明確であり、その地域の民間非営利団体（NPO）をはじめとする人材



2004年、長野県信濃町での森林療法の市民講習会の様子

が利用していない放置林を使い、計画のみが先行している③担う人材や地域でのネットワークができていない——ことなどが挙げられる。

森林療法の現時点における課題としては、いまだに長期的な実践や症例の研究データが不足していることが挙げられよう。森林の環境要素と保健休養効果の関連性をさらに明らかにしながら、我が国の近未来における「超高齢化社会」における健康づくりや、今なお増え続けている生活習慣病予備軍の予防医療、また、医療における代替療法の一環としての森林療法のパログラムなどについても、その効果と意義をより多角的なアプローチによってさらに調査研究していくことが強く望まれている。小生自身、こうした各地での森林療法の実践に誠に微力ながら支援をさせていただいている。もし自分の村で昔あった修験道を活用して、あるいは中風に効くと言われていた山道を再整備して、森林療法を実践していきたいというようなお考えの地域があったら、ご一報をいただきたい。

が確保されていること、医療・福祉関係のバックアップ体制もしっかりしており、その地域の地形や歴史性、風土なども考慮したプログラムが実施されていることなどが挙げられる。また、逆に計画がうまく進まない地域の共通点としては、①行政のみが先行している②これまでほとんど人



和歌山市民の森づくりに 連携して取り組む

「水源地の村づくり」を進める川上村



(財)吉野川紀の川源流物語
事務局長 ● 坂口泰一

和歌山県北部を東西に流れる紀ノ川は奈良県境を越えた上流部は吉野川と呼ばれる。吉野川・紀ノ川の最上流の川上村と最下流の和歌山市との交流から、水源地保護のために協定書が結ばれ、具体的行動としての「和歌山市民の森づくり」が始まった。

一度伐採された原生林が自然に再生しつつある状況になっているが、その森を人間がちよつと再生に手を貸そうというもので、マニュアルもない森づくりを実験的に取り組んでいるのも、この活動の特徴である。

森と水の源流館

川上村は、平成六年に策定した第三次総合計画である「吉野川源流物語」に基づき水源地の村づくりを進めてきた。そして平成八年に全国発信した「川上宣言」の具現化を村づくりの柱として進めてきた。その具現化として、吉野川の源流部三之公地区に残る原生林（七百四十ヘクタール）を

購入し、「吉野川源流—水源地の森」として保全していくこととした。

その森を管理し、森や水の大切さを啓発していくために「森と水の源流館」を建設し、さまざまな取り組みを行ってきた。ビクターセンターの機能を持つ「森と水の源流館」では、「水源地の森」の管理および調査とともに、①普段は入山制限をしている「水源地の森」を案内するツアー②村内各地で四季折々の自然の魅力が体験できるプログラムの企画・実施③それらのフィールドを活用した学校教育の支援や、自然や環境に意識の高い団体や企業の研修などの受け入れ④さまざまな技術や知恵・知識を持つ村民を講師とする体験講座、民俗講演—なども積極的に実施し、多様な観点において源流に学ぶ「源流学」の展開を手掛けている。

その取り組みの中で、水源地の森を含めた源流部の山々を守るためには、流域一体となった取り組みが必要であり、それも上流から叫ぶだけでなく

く下流域が積極的に取り組んでくれることが大事であることから、流域の市町村に呼び掛けていたところ、和歌山市が応えてくれたものである。

水源地の森に隣接する森は二十年前から伐採が進んだ森で、一時環境破壊ということでは社会問題視されたこともあった。川上村は所有者からその森の一部を百年の期間、無償で借り受け、天然更新しようとしている森が少しでも早く保水力のある森になるように、人が力を貸していこうということを「源流学の森」づくりと呼び、主として源流人会の催しの中で展開している。

「源流人会」は、「森と水の源流館」が主催する会員組織で、参加者それぞれの関心ある分野から



伐採後の斜面



「源流に学ぶ」機会の提供を目指して運営している。伐採地跡の再生林の施行を試みる「源流学の森づくり」や、コケや水生昆虫などテーマを決めて掘り下げた観察を行う「源流塾」などを開催。年四回発行の機関誌「ぼたり」で参加者にも発表の場を設けている。現在、会員数は約百五十人。

水源保護協定を締結

平成十二年、川上村では「樹と水と人の共生ファスタ」を開催することになり、吉野川・紀ノ川流域の市町村に呼び掛け、物産と人の交流をテーマにイベントを開催した。その時に、川上村の村長と和歌山市長が衛星を通じて対談し、小学校の交流の約束がなされた。それを契機に和歌山市と特に交流が深くなり、平成十五年に川上村と和歌山市との間で「水源保護に関する協定書」を締結した。内容は、①双方で流域に呼び掛け、協議会の立ち上げに努める②和歌山市民の森づくりを川上村の中で行う③人的交流を進める—などの内容になっている。



森づくりに参加した和歌山市民と



(上) 除伐作業体験 (下) うっそうとした二次林

平成十六年度から補助事業を活用しながら、「和歌山市民の森づくり」が始まった。和歌山市は川上村が借りている森のうち二ヘクタールを借り受け、森づくり事業、森づくり体験、森の管理を「森と水の源流館」に委託し、和歌山市民を年二、三回森に案内してくることを始めたのである。山道を歩くことや、指導者の声、目が届くよう、参加人数を制限している。

流域市町村にも拡大へ

和歌山市民の森づくりでは、市民が森に体験に来たときに植樹を行っているが、この森は、自然再生して木々が生えてきており、植樹できる場所は崩

壊している場所に限られている。本来は密生している木々を間伐しながら下層に日を当てていくように仕向けることが妥当である。真に水源を大事にするには植樹にこだわるべきではなく、現地の実態を見て取り組むのがよいと思われる。和歌山市民にもこのことを伝えていきたいと思っている。和歌山市の人口からみて、森づくりの体験者が年間四十人では、せっかくの活動や取り組みの趣旨、思いが伝えられるには限りがあり、より多くの市民に伝えるようにする方法が課題でもある。また、この森づくりは和歌山市だけでなく、流域の他の市町村や企業にもこの活動を広げたいと思っている。



源流人会による再生施工後、明るくなった林床



県民のボランティアで森づくり

— ドングリを苗木として払い戻す「どんぐり銀行」軸に



香川県環境森林部

みどり整備課

● 坂部輝昭

「どんぐり銀行」の仕組み

「どんぐり銀行」は、子供たちを中心に県民から野山で採取したドングリを香川県環境森林部みどり整備課およびその出先機関などの窓口を持ち込んでもらい、そのドングリをドングリ通貨として換算（大ドングリ一個＝十Ｄ、小ドングリ一個＝一Ｄ）し、預金通帳を作成し、発行している。これらの預金受け付けは、毎年十月第一日曜日～十二月第一金曜日に実施している。

その後、預金額に応じて苗木を払い戻す。この苗木の払い戻しは、ドングリのなる木は一本＝百Ｄ、スギ・ヒノキ・マツは一本＝五百Ｄ、そのほかは時価として、毎年三月第二日曜日に実施することになっている。

なお、苗木をもらっても植栽する場所がない人のために、植樹する場所と機会を提供する植樹行事も実施している。

また、森の観察会、下草刈り体験、炭焼き体験など各種の森との触れ合い活動を開催している。

預金者にはこれらの行事情報に加え、森林に関する各種情報をダイレクトメール「どんぐり通信」で提供している。

どんぐり銀行は県とボランティアで運営しており、「銀行」となっているが、団体ではなく、活動の総称である。

預金者には「ドングリ通信」配布

我が国の戦後林政は経済活動である「林業」を振興することによって、国土保全や水源かん養などの森林の公益的機能の確保が図れるという「予定調和論」を基礎としていた。しかし、輸入が予想以上に進んだことや、国産木材の価格の低迷などにより、林業は補助金なしでは成り立たないものとなった。

特に、里山林を主体とする香川県の森林は、開発案件を除いて、ほとんど伐採されなくなり、また、



ウッディフェスティバル

松くい虫の被害跡地では自然更新が進み、クヌギ・コナラなどの落葉広葉樹が大半を占めることとなり、これまでの森林所有者や林業関係者らを中心とした施策とは異なる「県民参加の森林づくり」による森林保全策が市民と森をつなぐ装置として求められることになった。

以上のような背景の中、平成四年十月三日に高松市の中央公園で開催された「ウッディフェスティバル（木材の需要拡大を推進するイベント）」の中で行ったのが、「どんぐり銀行」の直接的な始まりである。

これが県民に大変好評を得たため、平成五年度より県の事業として「どんぐり銀行みんなの森づくり推進事業」を創設し、今では「県民参加の森林づくり」の基幹的な施策として推進している。

「どんぐり銀行」は、ドングリを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動が目的のシステムばかりがいわれているが、それが直接の目的ではない。預金者には「どんぐり通信」というダイレクトメールを毎月希望された方に送っている。この通信には森づくり活動（どんぐり銀行活動）の案内が載っていて、毎月、森林体験ができる機会にお知らせしている。

また、どんぐり預金をきっかけに県民参加による森林づくり活動や、自然観察やクラフトなどを通じた森林体験をしてもらい、積極的に森づく

りにかかわってもらいたいという思いがあり、現在、県内に幾つかのフィールドを設け、ボランティアが中心となって運営している。

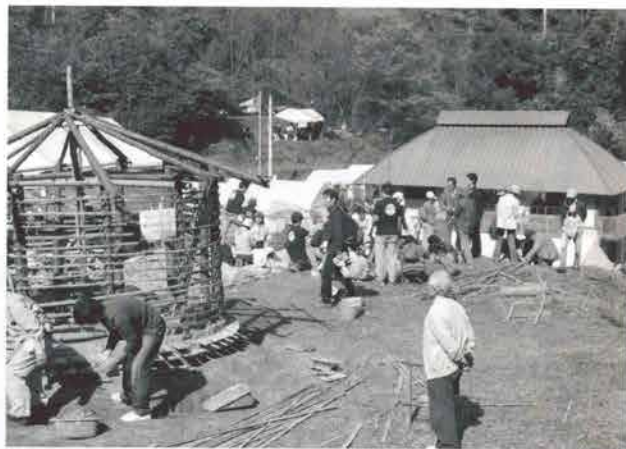
以上のことから、「どんぐり銀行」には次のような狙いがあると言える。

- ① 子どもたちに人気のあるドングリを通して、森に接する機会を増やすことができる。
- ② ドングリを通して、子供たちに森への関心や疑問を喚起することができる。
- ③ 緑化・森林づくり活動の自主的展開・定着の推進策となる。
- ④ 「どんぐり銀行」からの払い戻しとしての苗木植栽となれば、県民参加の森林づくりへの参加促進が期待できる。
- ⑤ 森林や緑に関する普及啓発や体験行事への参加の促進、森林に関する諸情報の提供を広く行える。

（ ）里山オーナー制度も推進

① 香川森林ボランティアネットワーク

県民の森づくりを支援するシステムで、何か森づくりに参加したいと思っている人に情報提供と活動支援をしようというものだ。



森の文化祭

山火事跡など荒れ地の植樹に参加したい、手入れ不足の人工林の下草刈りや除間伐をやってみたいなど、いろいろな希望があると思う。このシステムは個人だけでなく、グループも登録支援しており、県民が主役のシステムで、現在十三団体、個人百八十七人が登録されている。

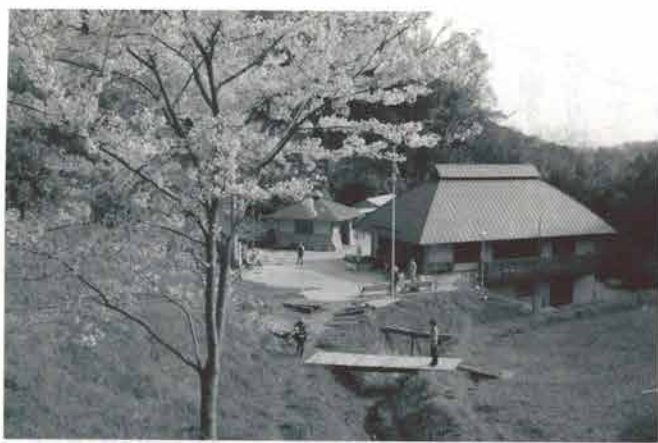
② 里山オーナー制度

管理放棄された森林の情報を収集・登録し、森林づくりに関心ある人に森林を提供する「里山オーナー制度」を平成十四年度から推進しており、現在四地区五十六区画でオーナーを決定し、森林整備やシイタケ栽培などの講習会を開催し、自主的な活動を支援している。

③ フォレストースクール

ボランティアによる森づくり活動、青少年などを対象にした森林・林業教育活動のリーダーらとして活動してもらうための三つのレベルから成るステップアップ型カリキュラムで、入門レベルの必要単位数を履修すると「かがわフォレスト」に登録される。

現在、かがわフォレスト登録者は三十七人。これらの方々が中心となって、平成十七年八月二十七日には森林ボランティア活動でリーダー役を務める人たちで構成



ドングリランドビジターセンター

する「フォレストースかがわ」が誕生した。

（ ）どんぐりネットワーク

平成十六年度の「どんぐり銀行」の新規預金者は五百十八人であり、平成十六年度末現在の預金者累計は、平成四年度から数えて一万四千七百十人（有効登録者数三千五百三十五人）となっている。どんぐり銀行活動は何よりも県民のボランティアによって支えられてきた。

平成五年度からどんぐりスタッフの募集を始め、平成六年度に「どんぐりボランティアネットワーク」として組織化し、平成十年度にNPO法人化を目標に「どんぐりネットワーク」として名称を変更。平成十一年八月十九日付で知事の承認を受け、同年八月二十四日付で環境保全分野では

県内第一号のNPO法人が誕生した。

また、どんぐり銀行活動の推進に伴い県民参加の森林づくりの機運が高まり、平成八年には高松市西植田地区に森林ボランティアによる森林づくり活動の拠点施設であるドングリランドが誕生し、平成十四年度には中核的施設であるドングリランドビジターセンターが完成した。



県民参加の森づくり目指して

——全国に先駆けて森林環境税創設



高知県森林局

木の文化推進室

● 柏井義幸

はじめに

平成十五年四月一日から全国に先駆けて施行された森林環境税。その背景には、直面する森林の荒廃にどう対処するのかという環境政策の側面と、地方の課題を地方で解決するための独自の財源の確保という財政面の二つの大きな流れがあった。

高知県は海洋県というイメージがあると思うが、海岸線のすぐ近くまで山が迫り、ほとんどの県民が山や森を身近に感じて生活しており、その森林が県土の約八四％を占める全国一の森林県である。

また、本県は自主財源が乏しく、厳しい状態が続いている。このような状況の中、平成十二年四月の地方分権一括法の施行が契機となり、「森林環境税」が創設された。

税の仕組みと事業の内容

税の仕組みは、県民税均等割に上乗せする超過



森林環境税のロゴ・マーク

課税方式で、個人、法人共に一律年五百円を課税し、平成十五年度から原則五年間という年限を設け、三年目となる平成十七年度は約一億六千万円の税収を見込んでいます。

この税は普通税として徴収されることから、用途が特定されないため、新たに「森林環境保全基金」を設置し、目的税と同様の性格を持たせることとした。事業の執行は既存の事業と明確に区分し、税収がどれだけ集まり、どのように使われたのか、

情報の公開を行うこととしている。

また、「県民参加の森づくり」という理念を具現化するためには、県民自らの積極的な参画を促進する必要があることから、県民十人で構成する「森林環境保全基金運営委員会」を設置し、①効果的な事業案の検討②適正かつ効率的な執行の監視③制度改善への意見具申などを行うこととした。

この税を使う事業は大きく二つに分けられ、次にその主な内容を紹介する。

(1) 県民参加の森づくり推進事業

森林の役割や保全の重要性、森づくりへの県民の理解を促進することを目的とする、いわゆる「意識づくり」を目的とするのがこの事業である。

森林環境税の導入初年度に制定した、「こうち山の日（十一月十一日）」を中心に行われる記念行事の開催や森林保全活動、森林環境教育の推進などさまざまな活動を実施・支援している。森林にかかわるこうした活動を暮らしの中に根付かせることにより、森林に目を向け、関心を抱く人を一人でも増やすことは森林環境税の大切な役割の一つである。

さらに、より多くの県民に森林への関心を深めていただき、県民が求めるさまざまな「森の情報」を収集、整理し、発信するポータルサイト「生き



森林環境教育の様相



森林環境金融保全事業の実施状況

活きこうちの森 (<http://www.digi-mori.com>)」を開設した。

また、都市部の方々に継続的に山村地域へ足を運んでいただき、交流を促進するための事業を本年度より新たに設け、より定着した県民活動の展開が広がることを期待している。

(2) 森林環境緊急保全事業

平成十七年度は歳出予算全体の約七〇%が充てられ、五百五十ヘクタールを目標に公益上重要で緊急に整備を行う必要のある森林の間伐などを行う。しかし、当事業で実施する地域は比較的奥地が多いことから、



森林環境保全基金運営委員会

その事業の成果や効果を分りやすく県民に訴えることが困難であることが課題となっている。

また、近年の里山の荒廃

の問題を受け、竹林を含むこれら里山の整備や、森林と人が触れ合う森づくりを新たに実施することとした。

間伐などの森林保全を目的としたボランティア団体は二十団体六百十人に上り、県内各地で活動が行われている。新しく取り組もうとする団体に対しては、チェ

ーンソーなどの資機材を支給し、取り組みを促進している。併せて、活動に際し発生する燃料費や保険料などの実費相当額を地域通貨券で支援するとともに、地域との交流促進や地場産品の売り上げに寄与することとしている。

（今後の展望）

森林環境保全基金運営委員会では、事業の執行や提言などさまざまな意見をいただいている。また、県民の森林に対する意識の変化を適切に把握するアンケート調査を実施するなど、県民からの意見や提言を聴くことができるシステムを活用し、行政と県民の距離を近づけ、得られた意見をもとに事業自体も常に効果的に見直しを行うなど、今後も制度の適切な執行に努めていく考えだ。最終的には、森林環境税を通して、県民自らが

良好な生活環境づくりに貢献していることを意識していただき、森林の重要性への理解を深め、結果として健全な森林が公益的機能を発揮し、県民生活が守られるという制度創設の趣旨が実現されることを望んでいる。その成果を明らかにすることが県民と行政の距離を近づけ、森林を守る活動につながるという良い循環を生み出すきっかけになればと考えている。

（おわりに）

昨年十一月には「四国はひとつ」をスローガンに、四国の四県知事が、四国がひとつになって大切な森林を守り育てていくことを宣言、併せて「四国山の日（十一月十一日）」を制定し、県境を越えた大きな取り組みとなって動き始めた。本年度は四国四県の森林保全ボランティアのネットワーク組織が設立されたり、四国四県の学校をインターネットつなぎ、テレビ会議システムを利用した森林環境学習の発表会を実施したりするなど、四国山の日取り組みも進んでいる。

森林は、かけがえのない財産である。本県では、森林と共に培われた「木の文化」をもう一度見詰め直し、現代の暮らしの中で生かし、将来へ引き継いでいくことを基本理念とした「木の文化県構想」を策定し、これに取り組んでいる。引き続き、木を育てる、木に親しむ、木を生かす、の三つの視点を基本に取り組み、先人から引き継がれた豊かな森林とその文化を次の世代に引き継ぐとともに、世界に誇れる日本の「木の文化」へとつなげていきたいと思う。



有明海再生のための森づくり

環境悪化を受けて市民と共に取り組み



佐賀県鹿島市

農林水産課

● 高田 一人

はじめに

鹿島市は、佐賀県の南西部に位置した有明海を一望できるまちである。第一次産業が盛んで、古くから山・畑・田・海の恵みに育まれてきた。

鹿島市の大部分を占める山々のなだらかな斜面

には森林が、そしてその一段下には樹園地が広がっている。有明海の優しい潮風をいっばいに浴び、たわ

わに実る温州ミカン、愛媛県、和歌山県と並ぶ主産地である。この樹園地を見上げる平坦部には稲作地帯があり、古くから米づくりが行われてきた。米どころは酒どころの類にもれることなく、今日でも酒蔵が数多く残る。

このようにさまざまな自



広大な有明海の干潟

然の産物を与えてくれる大地を包み込むように横たわっているのが、「豊饒の海 有明海」なのである。最高六メートルもの干満の差を誇る有明海は、干潮時には素肌とも言わべき広大な干潟が姿を現わす。そして、そこはさまざまな海の恵みがあふれているはずだったのだが……。

山があつての海

農業と共に盛んなのが 海苔の養殖業である。九月になれば、海苔を養殖する網をつるすために数万本の竹が干潟に突き刺され、秋の訪れを人々に告げる。産地ならではのこの光景は、有明海に沿って延びる国道207号の風物詩となっている。しかし、海苔養殖業をはじめ、有明海における水産業全般における「異常」が話題になっていることは周知の通りである。

今日の危機感が突発的なものであると思われるが、その一方で市内漁業関係者の間では以前から有明海の環境悪化とそれに伴う海苔養殖や、その他海産物の将来に対する懸念の声が上がっていた。

これに対して、鹿島市と鹿島市漁業協同組合は森林づくりが海の浄化につながるものと考えた。そこで着目したのが、葉を落とし、虫や微生物の力を借りて土を肥やし、川を通じて海に豊潤な水を送り込むのに高い能力を持つという落葉広葉樹である。

これにより、山、川、海を水のつながりで一体と考え、有明海に流れ込む河川の上流域にクスギやケヤキなどの落葉広葉樹を植樹する「海の森植樹祭」を平成六年度に始めた。

植樹個所は市有林をはじめ、伐期を向かえた国有林で、前年度までに十一回、四万一千本余りを植樹した。また、平成七年度からは毎年八月に「海の森 下刈り作業」を開催し、過年度に植樹した個所の下刈りをボランティアの方々にご協力いただいている。

この植樹祭と下刈りには鹿島市漁業協同組合員や各種市民グループや個人参加者ら毎回二百人を超える方々に参加していただいております、市民の協力により成り立っていると云える。

また、この「海の森」づくりをきっかけに、人と自然の共生のシンボルとなる日として、毎年三月二十一日を「鹿島市 山の日」とする条例を全国に先駆けて平成十三年に制定し、市民の皆さんにもさまざまな形で協力を頂いている。

山の祭典である「海の森 植樹祭」と相對する
のが、干潟の祭典である「鹿島ガタリンピック」
である。有明海の干潟はいわゆる泥干潟で、見た
目にもあまりきれいではなく、海はいつも濁って
おり、白砂青松というイメージからかけ離れたも
のである。

そこで、地域おこしに取り組む組織「フォーラ
ム鹿島」にこのようなマイナスイメージをプラス
イメージに変えることに取り組んでいただいた。
奇想天外な干潟の上での運動会を通じて「ガタ
」の売り込みを考えていく中、「どうせやるなら、
ガタの上でオリンピックを！」ということので、

（干潟の祭典「鹿島ガタリンピック」）



「海の森」の下刈り作業

「ガタリンピック」と命名された。
競技種目には「我^ガターザン」、
「二十五メートル自由潟」など干
潟ならではのユニークなものば
かりで、老若男女がこの日ばかりは
泥だらけになって楽しめるのが魅
力である。今年は国内をはじめ、
世界各国から参加していただき、
二十一回目が開催された。当初は
地域おこしのイベントとして始ま
ったガタリンピックだが、今日で
は有明海への理解を深め、山、川、海へ感謝する
体験型感謝祭的イベントとして定着しつつある。



ガタリンピック競技の模様



シギ・チドリの観察会

（干潟は渡り鳥の民宿）

鹿島市の干潟はシベリアで繁殖
し、オーストラリアで越冬するシ
ギやチドリ類の渡り鳥の貴重な立
ち寄り場として、「東アジアオー
ストラリア地域シギ・チドリ類重
要生息地ネットワーク」に登録さ
れている。この渡り鳥たちは干潟
や水田といった、いわゆる「ウェ
ットランド」にやってくる。年々、
鹿島市へ飛来する渡り鳥は増えて
いる。しかし、
渡り鳥の個体数が増えているわけ
ではない。休憩
できる餌の豊富なウェットランド
が少なくなっ
ていることが原因だと考えられる。

希少なウェットランドの一つである鹿島市は渡
り鳥にとって長い旅の途中で立ち寄り、羽を休め
食事をする「民宿」みたいなもの。この民宿の主
人は我々市民であることを強く認識し、旅人であ
る渡り鳥を温かくもてなすことができるようにな
れればと思う。

（おわりに）

有明海は海苔養殖や魚介類などの生産現場であ
るとともに、前述の通り、人が泥にまみれ、鳥た
ちが憩う貴重な場として多面的に活用されてい
る。この多面的な活用を継続していくための絶対
条件が有明海環境改善である。「海の森」づく
りはこの一翼を担う取り組みである。長い年月が
かかると思うが、今後も前向きに続けていきたい。

天塩川の解氷日時クイズで 町を全国発信

中川町経済課産業振興室 ● 梶田健一

北海道の北に位置する人口二千二百人の小さな町、中川町。この町を南北に悠々と流れる大河「天塩川」の春をテーマに、全国に発信しているイベントが「天塩川 春・発信 in かがわ」である。

天塩川は町の資源

天塩川の特徴といえば、日本で唯一の北上する大河。堰や堤がない百五十七キロの区間を、カヌーを使つてノンストップで下ることができ川。そして最も特徴的なのが百メートルを超える川幅が真冬に全面結氷することだ。その結氷は七メートル



天塩川の解氷の様子（05年4月2日）

もの降雪と、氷点下三〇度にもなる真冬の気温が大河を少しづつ凍らせ、二月中旬には人が乗ってもびくともしないほどの厚さ五十センチもの氷を表面に作り出す。

その厚い結氷も三月下旬の雪解けとともに突如として大河の流れに打ち負け、ひび割れ、そして粉々に砕かれながら川を埋め尽くすように押し流される。メキメキと音を立てながら割れる氷は、自然の力の強大さを見せつけるような大迫力だ。

イベントのヒントは、

中川町が主

催する三泊四日の自然体験学習プログラム「森の学校」に参加した東京在住の男性からの一言だった。「川が凍るとはすごい。インターネットで見られないだろうか」。

結氷をこく当たり前の

ことと感じていた地元の人にとつて、結氷と解氷がまちの資源であることはその時まで誰も気付かなかった。

川が凍るなんて信じられない

「天塩川の解氷日時はいつか？ ハガキで当てれば賞金百万円」。

過疎化、少子高齢化、基幹産業の衰退など暗い

話題が続く中、全国との交流を求め、我が町を発信していくことは、町の大きなテーマでもあった。イベントを開始した二〇〇二年はマスコミの



夏の穏やかな天塩川

注目を集めるために、賞金百万円を設定。これがYahoo!のトピックスで取り上

げられ、それまで一日約十数件のアクセスだった町ホームページも一日に約二万件ものアクセスがあるなど、想像以上の注目を浴びることになった。また、解氷の予想ハガキも、第二回目には全国各地から約六万四千通を集め、地元の郵便局も「時期はずれの年賀状のようだ」とその取

扱枚数に驚いたほどだ。

第四回目の〇五年には、賞金から



解氷日時を特定する標識設置

い「自然の息吹が感じられ、素晴らしい」「毎年挑戦しています。中川町に遊びに行きたい」などのコメントが多数寄せられている。

貴重な自然 全国にPRを

このイベントを通じて改めて感じたことは、地味で目立たないが、地元には素晴らしい自然の素材や財産が多数あることだ。背丈を超えるほどのフキや樹齢六百年のアカエゾマツの原生林など、人口密度の小さい地域だからこそ残る貴重な自然を目に見える形で全国にPRしていければと考えている。

将来的にはこのイベントを通じて、時がゆったりと流れる生活や四季と触れ合いながらの暮らしを求める人々が集まる、そんな小さな町になればと思う。

全国地域 リーダー 養成塾

先進市町村現地調査報告

人づくりが

地域づくりにつながる

辻ゼミ



群馬県草津町 ● 篠原 誠

第十七期全国地域リーダー養成塾の辻ゼミナールでは、辻塚也主任講師の指導の下、十月十九日から二十一日にかけて、先進地事例として徳島県上勝町および高知県馬路村を訪れ、調査研修を行った。

つまものビジネス

上勝町の第三セクターで、つまもの事業などを行っている(株)いるとりについて、同社の横石知二副社長から説明を受けた。同社の素晴らしい点は、つまもの事業が高齢者の生きがいへと結び付き、地域に元気を与えていることにある。住民のやる気を引き出す工夫や、情報を共有化する仕組みなどの細やかな視点を盛り込んだ事業運営が成功を支えているのだと感じた。「事業を成功させるには組織と仕組みが必要であり、仕

組みが人を変える」という横石副社長の言葉に、大いに感銘を受けた。

ごみゼロ宣言

上勝町で非常に驚いたことは、ごみ収集車が町内に存在しないことである。住民自らがごみを町内唯一のごみ集積所に持ち込んで、三十四項目にわたって分別を行っているためである。なお、自力でごみ搬入ができない住民にはボランティアが協力し、ごみ搬入を行っている。ごみゼロに向けた仕組みをつくり上げ、運用していくために担当者、NPO法人、シルバー人材センター、住民それぞれ



馬路村農協で東谷代表理事専務から説明を受ける辻ゼミの塾生ら

組みが、ごみゼロ宣言という意欲的な姿勢を支えていると感じた。

行財政運営

各自自治体は地方交付税の削減により厳しい財政運営を強いられている。上勝町は歳出の削減を進めるだけでなく、人材を育成するため、町外からも人材を募って第三セクターへ勤務させるなど組織の活性化を図っている。可能な限り自立の道を積極的に模索し続ける同町の取り組みは大いに参考となった。

ユズの村馬路

馬路村農協の販路開拓の特長は、名産のユズなどを単に売るだけでなく、村自体を消費者にアピールしている点にある。馬路村は産品と村自体がともに魅力的であることが成功の大きなポイントである。同時に、同農協の東谷望史代表理事専務の情熱あふれる説明をうかがう中で、い

たことだが、地域づくりには熱意と人づくりが一番大切であるとの言葉を再認識した。

馬路村はほかの市町村同様に、財政運営は厳しいが、農協の活動が村全体に活力を与えており、村は産品販売だけでなく、観光を通じて歳入増を検討していきたいとのことであった。

最後に

今回訪問した上勝町と馬路村で応対していただいた方々は、皆さん表情が明るく、元氣あふれる地域リーダーであった。特に役場の職員が元氣であったことがとても印象に残っている。

上勝町は人口が二千人強、馬路村は千人強と規模の小さな自治体であるが、それぞれに意欲的な地域づくりを行っている。地域づくりに当たって、どちらも最初は小規模・小人数でのスタートであったが、次第に多くの人を巻き込み、現在では地域を巻き込んだ取り組みを展開している。今回の研修で人づくりを行っていくことが地域づくり、地域おこしにつながっていくのではないかと考えさせられた。

今回、各訪問地でお世話になった皆様にお礼を申し上げます。

フィジカル・アクティビティへの 取り組み

ニュージーランドは、ラグビーが盛んな国で、国民はスポーツ観戦と共にスポーツをすることがとても好きである。調査地のクライストチャーチ市は南島にある都市では最も大きく、地元のラグビープロチームは国内リーグで常に優勝を争っており、市民の関心も高い。

スポーツトラスト

スポーツトラストは全国に十七団体あり、設立されたのは一九八九年で、当初はスポーツ振興だけを目的としていた。しかし、国民に運動させることで肥満者を減らそうという政府の施策ができたのを契機に、二〇〇一年より身体的な運動（フィジカル・アクティビティ）を普及させる取り組みを行うことになった。

そのうち、カンタベリー・ウェストコースト・スポーツトラストは、クライストチャーチ市に事務所があり、カンタベリー地方、ミッドカン

タベリー地方、サウスカンタベリー地方、ウェストコースト地方の四つの地域を担当している。地域の人々に対して、スポーツを含む身体的な運動をするよう促進していくこと、つまり make more people more active, more often を目標にし、現在では健康教育部門とスポーツ振興部門を二つの柱として活動している。

緑の処方せん

健康教育に関する取り組みの一つに、緑の処方せん（Green prescription）というプログラムがある。医者（の診断書により、患者の症状改善に運動が必要ということになれば、運動をトラストの指導の下で行う。看護師の資格を持つ者や運動コーディネー



ラグビープロリーグの試合

ターが電話で応対しており、歩く習慣がない患者には、最初は犬との散歩から始め、その後ウォーキングクラブに入るよう指導している。年間約千件の利用実績がある。

また、幼少のころから運動をすることは学習能力の向上、社会性を身に付けることに効果がある。子どもの発育上、重要だという認識から、五歳以下の子どもを対象にその両親と共同で運動をするプログラムもある。

る。しかし、そういう認識を持つていない両親がまだ多く、普及のため地元の幼児教育施設で説明会を行っている。また、〇四年十月から政府の教育省の方針で、小学校での生徒の運動に関しては、カリキュラムにその時間を設けて定期的に政府へ状況を報告することを義務付けている。

コーチ・コープ

スポーツ振興に関する取り組みの

一つに、コーチ・コープというコーチ育成のプログラムがある。一般企業に勤めている人を対象としており、地域のスポーツクラブでコーチになるため、技術を学ぶことができる。企業はこれが重要であると理解し、社会貢献ができるので、就業時間を割いて参加することを認めている。社員がプログラムに参加している時間分も給料が支払われ、大きな会社では全社員の一〇パーセントが参加している。

地域のスポーツクラブのコーチはボランティアで成り立っており、各クラブは人材不足という課題を抱えている。そこで、一般の人がコーチに興味を持つために、コーチの優秀者を決めるコンテストを行っている。まずは地域で最高のコーチを選出し、その後、同じように各地域で選出されたコーチの中から、国内最高のコーチが決められる。

統計によると、クライストチャーチ市民の半数が何らかのスポーツクラブに所属している。市民の生活に運動が深くかわっているが、これは国民性というよりも、この取り組みによるものではないかと思えた。

市民がつくるガーデンシティ

カンタベリー地方のクライストチャーチ市街地西側の半分近くを占めるハーグレイ公園。手入れが行き届いた芝生の中をエイボン川が流れ、多種多様な樹木や花が配置された緑の空間の中にあるカンタベリー園芸協会で話を伺うことができた。

クライストチャーチの開拓の歴史は一八四〇年代にさかのぼり、開拓民は主に英国からやって来た。彼らが到着した時は、一帯が湿地帯で木もそれほどなかった。このハーグレイ



ビクトリア広場のキャプテン・ジェームズ・クック像と花壇

公園の中には当時の木も残っている。

開拓時代から公園整備

開拓の第一弾は一八五〇年代に行われたが、この時の開拓者はすでに計画の中にまちづくりとして公園を造ることを視野に入れていた。実際にまちづくりが行われる時に、町の中心近くにこの大きなハーグレイ公園が造られた。一八五〇〜一八六〇年代の開拓時にこのような大きな公園を造ったことにより、「ガーデンシティ」という名前が当時から現在まで引き継がれている。

カンタベリー園芸協会は、一八六一年に設立されたクライストチャーチ協会を拡充したものだ。協会は発足した当初、資金がなかったため、初期の開拓者の中で裕福な資産家からの援助で活動していた。その資金で個人の庭や、公共の庭園を手入れや管理などを行い、このような方式が一八九〇年代まで続いた。一八九三年に初めてクライストチャーチ市でシティガーデナーと呼ばれる庭師を雇い、それから徐々に公共の公園、

個人の庭も増えて、街が拡張されてきた。

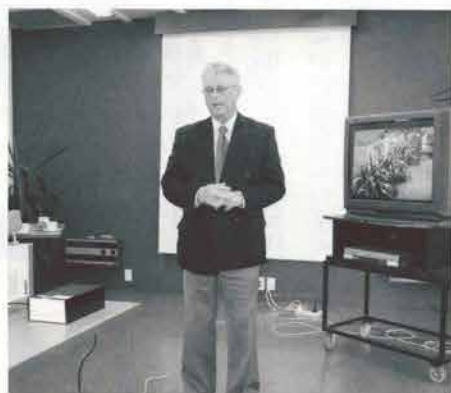
現在クライストチャーチの人口は約三十四万五千人。クライストチャーチ市内の公園数が七百四十、敷地面積はトータル六千ヘクタールに上り、市内の土地の一五%が公園ということになる。つまり人口一人当たり百七十平方メートルの公園を所有していることになる。

市民の意見を重視

クライストチャーチ市の土地利用計画は、シティプランという計画書に基づいて管理方針が決められている。それぞれの公園や樹木に関してはマネージメントプランという計画書がある。

シティプランとマネージメントプランを改定する場合是一般市民の意見を踏まえ、会議が開かれて変更される。

市民の意見表明の方法は地域ごとに行われているミーティングに参加するか、または市役所などに置いてある専用の用紙に意見を書き入れて



カンタベリー園芸協会長イアン・クラーク氏

政策投書箱に投函する。それに基づいて市が計画を改正する場合は、概要をドキュメントとして作成し、一般市民が目に触れるように公開して再び意見を集める。さらに見直しを行って最終的なものが策定される。計画の改正は五年後、十年後、さらに後と三つに分けて行う。

大きな公園など大規模土地利用の計画を改正する際はニュージールランド政府に法律登録しなければならない。クライストチャーチ市で決定した自然環境や景観などの保護に関する法律リザーブアクトがあるが、これも政府に申請して法律登録してある。これを改正するときは市民の意見を踏まえて議論した後、政府に法律登録しなければならない。一九七四年に市長が変わって、ハーグレイ公園の中に広い道をつくらうとした時に、地域住民は全面的に反対だったので、政府に代表を送り、公園は現状維持された。

このように「ガーデンシティ」という名前は、クライストチャーチ市の歴史そのものである。

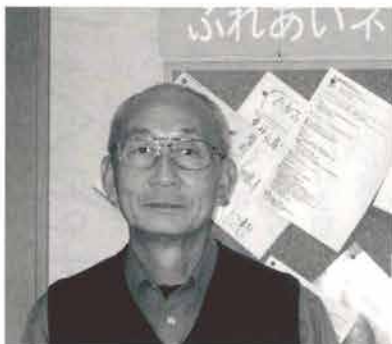
【財】地域活性化センター情報サービス課

副参事 ● 池田義之

豊富な農産資源活用して 地域づくり

福井県北部のあわら市と三国町にまたがる坂井北部丘陵地は、昭和四十四年から昭和六十一年にかけて国営総合農地開発事業により優良な畑地千ヘクタールが造成され、大根やスイカ、メロン、ナシ、柿などの野菜・果樹生産では福井県一の産地となっている。また、全国的なブランドになっているコシヒカリは福井県の試験場で最初に育種された。

この多彩で豊富な農産資源を地域資源として活用しようとして活動している、NPO法人農と地域のふれあいネットワークの多田憲市理事長に話を伺った。



多田憲市理事長

行政・農家間の距離縮める

多田代表は自治体職員として長年、農業に携わっている人たちとかわつてきたが、行政と農家との間に距離があり、この距離を埋める必要性を強く感じていた。また、多田代表は芦原町や金津町（いずれも当時）、三国町の三町で立ち上げた丘陵地営農対策会議の参与として、坂井北部丘陵地の農業を中心とした地域づくりを考えていた。そして平成十六年に同じく自治体職員として農家の人たちとかがわつてきたOB仲間を中心、「NPO法人農と地域のふれあいネットワーク」を立ち上げた。

前述の営農対策会議では平成十五年三月に「農と文

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成16年6月
設立・運営主体＝自主的組織
代表者＝多田憲市
会員数＝61人
＜事務局連絡先＞
〒992-0052 福井市大東2-5-18
(E-mail) nou-net@mx3.fctv.ne.jp
(電話) 0776-52-8765
(URL) <http://www3.fctv.ne.jp/~nou-net/>

化のあるまちづくり」基本計画を作成しているが、この計画を実行するための組織としてどのようなものが最適かと考えた結果、農協や事業者と連携し、機動的に活動できるNPO法人組織にしたということである。会員数は六十人ほどであるが、実際に活動しているのは二十人ほどで、活動範囲は福井県内全域に広がっている。運営は会費・入会金、事業収入、福井市非営利公益市民活動促進助成金および寄付金などで行っている。

フードフェスタなどで物産販売

具体的な活動として、他地域の朝市などの実態調査を行い、その報告を基に福井市内で商店の駐車場を借りて毎週土曜日に坂井北部丘陵地で生産された野菜や果物を販売する

「新鮮ふるさと市」を開催している。さらに、福井市内で行われるフードフェスタやあじわい市などの大規模な物産市にも参加し、地域の逸品を作り出そうとしている。また、南越前町では同町南条地区の会員の働きかけにより、その地区の食材が地元の学校給食に使われるようになっていく。

坂井北部丘陵地は福井県最大のナシの産地であるが、毎年、労働力不足や高齢化などの理由から廃園となるナシ園が相次いでいる。同NPO法人はナシ園の一オーナーから「高齢によりナシ園の経営を続けることができず、畑の売却先や管理の担い手も見つからず、耕作を放棄した場合、ナシの木に害虫が寄り付き、他の畑に迷惑がかかるため伐採するしかないがどうしたらいいか」と相談を受けた。

一本から三百〜四百個ものナシが取れる木が、そのまま伐採されるのはあまりにももったいないということと、今年度初めて「ナシの木オーナー体験事業の募集」を行った。これはナシ園の畑の半分を開放し、一般の人に一本二万円で一年間ナシの木のオーナーとして講習を受けてもらいながら、栽培や収穫体験をして



成事業の講師等派遣事業などの助成も活用しながら、「農と食について」の講演会や研修会などを行っている。また、会員自身も自費で積極的にいろいろな研修会に参加している。研修で得られた成果については、その内容などを発表する機会を設け、会員の知識の研さんを図るとともに、地域の人たちに当NPO法人の活動に対する理解や関心を持ってもらうことも狙っている。

稲作通じて国際交流

当NPO法人のユニークな取り組みの一つとして、「コシヒカリ国際賞」の実施と「メコン川文化の紹介」がある。

もうろうという試みである。当初、多田理事長は、応募者が集まるかどうか心配であったそうだが、地元の新聞にうまく記事として取り上げられたこともあり、募集開始後すぐに定員に達したということである。このやり方はほかの作物にも応用できるとして、今後梅林でも実施を考えている。

会員の研さんに研修会開催

今年度は福井県地域づくりネットワーク協議会の募集に応じ、一般の人を対象とした県外視察研修を主催している。地域づくり全国協議会助

催者の一つとして受付や会場運営、シンポジウムを担当している。

同じく稲作文化のイメージアップと国際交流の発展を図ることを目的として、メコン川流域を訪問している。稲作に直接に関心のない人にも違った視点から参加してもらい、自分たちの活動を知ってもらおうという狙いから、後日、この訪問結果について講演会という形で発表している。

おわりに

当NPO法人は、①地産地消を基



メコン川流域の文化などを紹介する講演会の様子

本とした「農業コミュニティ・ビジネス」の創出②農業の多面的機能を生かした体験学習・教育支援③農業のイメージアップのための国際交流——を目標としている。①については前述のように、ふるさと市への出展などを行っているが、コミュニティ・ビジネスとしてはまだ成立する段階にまでは至っていない。しかし、今までの活動で得られた課題や問題点を把握し、改善を行おうと努力している。また、この市の開催で坂井北部丘陵地の産物を県下最大の消費地福井市で認知度を高めることができ、生産者や消費者、事業者をつなぐ新たなネットワークが形成される契機となったという。

今後はこれらを生かして独立採算の取れる事業を目指して取り組みとうとしている。また、ゆくゆくは県内にある観光地と連携して、農産物など食を中心に福井のよさをアピールするエコ・グリーンツアーを提案することも計画している。まだまだ活動を始めたばかりの団体であるが、コシヒカリ国際賞など独自の取り組みと研究の成果を生かした今後の発展に期待したい。

(財)地域活性化センター

編集委員 ● 西森 繁

ギリシャとの交流生かして 地域を活性化

鹿児島県与論町は、飛行機で鹿児島空港からは八十分、那覇空港からは四十分の与論島にある。鹿児島県最南端の島として沖縄返還後の離島ブームまでは観光客で賑わった。文化的には沖縄に近いが、独自の文化も多い島である。

今回はこの与論島で国際交流やまちづくりを中心に活動している「ギリシャ村通り会」について、会長の阿由葉辰夫さんに話を伺った。

地域づくりと 観光活性化を一体で

「ギリシャ村通り会」は、「与論町中央通り会」と「ヨロン島ギリシャ村」を統合してできた団体である。

「与論島観光」は沖縄返還後の離島ブームをピークに、沖縄観光と海

外旅行との競合などで観光客が落ち込む中、町役場や観光協会が振興策を検討する中で、平成六年、与論町中央通り会は商工会の音頭で発足したものだ。



阿由葉会長

「ヨロン島ギリシャ村」

は平成九年、ギリシャとの交流を通じた観光振興を目的に設立された民間の任意団体である。与論港コースタリゾート計画（鹿児島県が行う与論港海岸環境整備事業）が平成八年に始まったが、阿由葉さんは、この事業は島の将来の環境や住民の意思にプラスの方向に導かないと大変なことになると考えたのが設立の背景である。当時、観光が低迷し、自営の土産店も売り上げが減っている状況もあっ

て、阿由葉さんは何とかしなければと思っていた。そのころ、島の歴史の中に、昭和五十九年、当時の町長以下二十六人がギリシャ・ミコノス市を親善訪問し、姉妹盟約を締結した事業を再認識。これを地域づくりと観光振興のために生かそうと、ギリシャ村を立ち上げた。

平成十一年の「ヨロンマラソン」

に合わせてミコノス島の景観に似せて通りの壁や塀を白く塗る「ホワイトアイランドキャンペーン・白壁大作戦」が、両団体の協力により成功裏に終えたことから、機運が高まったとして、統合が決まった。

会の活動の基本は、民間レベルでの地域づくりと観光活性化の一体的な推進である。また、島人だけの島でなく、訪れる旅人にも楽しんでもらえる島にし

町民とギリシャ大使館員らとの交流



たい。それも一過性のものでなく、長く続けるうちに、次第に形になっていくような活動を目指すことだ。

ギリシャとのパイプ再構築

この会の特徴はギリシャ大使館と太いパイプを持っていることである。昭和五十九年の姉妹盟約締結以来、町役場の担当者が変わり続け、

財政的な問題もあってギリシャとの連絡ルートを失ってしまった。国際交流は効果が見えにくく、経費もかかるため、行政も表立って動きにくい状況でもあった。そのため、会が間に入って、企画や

調整を行う役目を担うことになった。そのような中、交流二十周年の昨年、町がミコノス市に代表団を送った。これは平成十二年にミコノス市の使節団が初めて与論町に来てくれたことに対する返礼だった。

行政がこのような使節団を派遣してくれたことは、会にとっては大変うれしいことだった。この事業を成功させたことで、今後も活動を継続できる確信を持つことができた阿

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成11年4月
設立・運営主体＝自主的組織
代表者＝阿由葉辰夫
会員数＝69人
＜事務局連絡先＞
〒891-9301
鹿児島県大島郡与論町茶花2309
（電話・FAX）0997-97-4621



ガーデニング

由葉会長は語る。

姉妹都市交流が始まった当時に町内の通りをギリシャ風の白い建築物に造り替えようと叫ばれたが、具体的な行動にはつながらなかった。そこで「ヨロン島ギリシャ村」が設立された時に、交流開始時にあった計画の復活と交流再開ということで始まった事業が「ホワイトアイランドキャンペーン・白壁大作戦」である。会の少ない予算の中で、新たに物を造るようなことはできない。会員の中から自分たちにできることをということで、始まった活動であり、現在も続いている。

また、町の美化ということで、「花いっぱい運動」が行われている。会で花の苗を一括購入して、会員に希望するだけ配っている。与論では

個人的に苗を買おうと、離島なのでかなり高価になってしまふ。この取り組みはとても好評である。このほか、(財)都市緑化基金などの助成を得て、通りの三カ所に花壇の整備も行ったこともある。

ギリシャフェスティバルを毎年開催

会費収入は年々落ちていく。立ち上げた当初は年会費六千円だったのが三千円になり、今年から二千円になった。与論の平均所得額は東京の約四割しかない。自主財源の少ない予算の中で活動していくには助成金を利用していくしかない。観光と地域づくりを一体で進めるということで、平成十一年、観光協会の予算を使えないかと町に打診したところ、「ギリシャ・ミコノス育成費」として二十万円が予算化された。これを毎年十一月に行っている「ギリシャフェスティバル」の運営費に充てている。

行政と協働で平成十五年に開催した「ギリシャ国際シンポジウム I N Y O R O N」では、(財)自治体国際化協会から地域国際化協会等先導的施策支援事業の百三十万円の助成を受けて、駐日ギリシャ大使館の一等書記官等をパネリストにして招



ギリシャ大使館員を招いての20周年記念祝賀会

待。ギリシャ人留学生と与論高校生全員、住民が与論町とミコノス市との国際交流について話し合うシンポジウムや交流会などを行い、成功させることができた。このイベント開催が、町の代表団をギリシャに派遣する大きなステップになった。

ギリシャフェスティバルは、会が中心になって継続して開催している。交流継続を願って、ギリシャ大使館員や町民も参加してパーティーなどを開いている。

ギリシャに関する新たな事業を考えた場合、景観であり、食べ物であり、文化といったものになる。毎年のギリシャフェスティバルの内容を充実させるため、今年はギリシャ料理をテーマとした。来年はギリシャダンスを皆で習得して披露すること

を検討している。昨年二十周年の区切りを迎えたということで、今度は民間レベルの活動、特にソフト面を充実させ、その年その年でテーマを決めてやっていきたいと考えている。

おわりに

与論の中だけにとると、世の中のあるさまが見えないことが多すぎる。島を出て、よその世界を見に行くだけでも考えの幅が広がるのだが、与論から出るだけでも大変だ。ましてや個人でとなると、負担が大きい。「ヨロン島ギリシャ村民会議」を起こしてから、その都度いろいろ企画して与論町民をギリシャに送り出したことが、活動してきて一番良かったことだと阿由葉会長は語る。

与論港コースタルリゾート計画は来年度完了する。その間、計画や設計も地域住民の意見を取り入れて変化してきた。この会の活動もギリシャとの交流を通じて、島のさまざまなことに変化を与えてきた。今後島の地域づくりの柱として、活動を継続していけるのではないだろうか。

(財)地域活性化センター
編集委員 ● 池田義之

センター通信

平成18年度選定分
承認スポーツ大会
決定！

当センターが実施する「スポーツ拠点づくり推進事業」に関し、平成十八年度から助成対象となる承認スポーツ大会について、スポーツ拠点づくり推進委員会において審査され、下記の二十一大会が選定されました。

また、平成十七年度から実施している大会では、一月に下記の一大会が開催されます。ぜひ、会場へお越しください！



スポーツ拠点づくり推進委員会

平成18年度選定分承認スポーツ大会一覧

開催地	大会名	スポーツの種別	参加対象者
1 北海道釧路市	全日本少年アイスホッケー大会	アイスホッケー	中学生(男子)
2 北海道苫小牧市	全国高等学校選抜アイスホッケー大会	アイスホッケー	高校生(男子)
3 北海道北広島市	はまなす杯全国中学生空手道選手権大会	空手(形競技・組手競技)	中学生
4 岩手県栗石町	全日本ジュニアスキー選手権大会 兼「世界アルペン開催記念」全日本選抜ジュニアスキー選手権大会	スキー(アルペン競技スビード系)	中学生
5 宮城県仙台市	日本バドミントンジュニアグランプリ仙台大会	バドミントン	小・中・高校生
6 宮城県岩沼市	全国高校生銃剣道大会	銃剣道	高校生
7 福島県富岡町	全国小学生ゴルフ選手権大会(仮称)	ゴルフ	小学生
8 茨城県大洗町	全国小学生体操競技大会	体操(団体・個人)	小学生
9 栃木県日光市	全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会(仮称)	アイスホッケー	中・高校生(女子)
10 千葉県銚子市	全日本少年少女空手道選手権大会 in 銚子(仮称)	空手(形競技・組手競技)	小学生
11 東京都中央区	小・中・高校生ボールルームダンス・全日本チャンピオンシップ	ボールルームダンス	小・中・高校生
12 新潟県妙高市	全日本ジュニアスキー選手権大会 兼妙高市誕生記念全日本中学生選抜スキー大会	スキー・ノルディック(ジャンプ・コンバインド・クロスカントリー)	中学生
13 石川県金沢市	全国高等学校ウェイトリフティング選抜大会	ウェイトリフティング	高校生
14 静岡県富士宮市	全国高等学校男子ソフトボール選抜大会	ソフトボール	高校生(男子)
15 静岡県由比町	全国少年少女スポーツチャンバラ大会	スポーツチャンバラ	小・中・高校生
16 岐阜県高山市	全日本スキー連盟A級公認全国高等学校選抜スキー大会	スキー・ノルディック(ジャンプ・コンバインド・クロスカントリー)	高校生
17 大阪府大阪市	全国少年剣道優勝大会	剣道	小・中学生
18 広島県安芸太田町	全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会	ライフル(ビームライフル・エアライフル)	高校生
19 山口県山口市	全国中学校駅伝大会	駅伝	中学生
20 福岡県久留米市	紫瀬旗高校弓道大会	弓道(遠的)	高校生
21 宮崎県宮崎市	ソフトテニスジュニアジャパンカップ(仮称)	ソフトテニス	14歳以下・18歳以下

平成18年1月開催大会

開催日	大会名【大会会場】
1月9日(月)(祝)	JOCジュニアオリンピックカップ全国エアロビック選手権大会 in 袋井 【静岡スタジアムエコパアリーナ(静岡県袋井市愛野2300-1)】

<大会に関する詳しい内容、その他スポーツ拠点づくり推進事業に関するお問い合わせ先>
情報サービス課 TEL 03(5202)6135



全日本トランポリン・リトミック選手権大会(11月開催・静岡県掛川市)



全国ジュニア自転車競技大会(11月開催・三重県四日市市)

平成17年度地域づくりコーディネーター研修会
新時代が求める
地域づくりコーディネーター

参加者募集中

【主催】

地域づくり団体全国協議会

【参加対象者】

(募集定員六十人程度)

各地域づくり団体都道府県協議会担当者、地域づくり

コーディネーターおよびコ

ーディネーター的役割を果

たしている方、また、地域づ

くりに関心のある方などと

なたでも参加できます。

【参加費(交流会費)】

三、〇〇〇円

【お申し込み】

平成十八年一月二十日(金)まで

全国協議会Hd(<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/dantai/index-new.htm>)から

申込書を取り出し、記入のつ

え、メールまたはFAXにて

お申し込みください。

【問い合わせ先】

地域づくり団体全国協議会事務局

(財)地域活性化センター

研修交流課内 担当/野口

TEL 03(5202)6134

FAX 03(5202)0755

E-mail kenshuu@jcd.jp

【会場】

ルポール麹町(東京都千代

田区平河町2-4-3)

秘密。
かわるゝと、
ゆるみねの

岩手 松川温泉

東北自動車道 岩手県松川温泉 温泉街 温泉街 温泉街

新幹線ではやく、ゆっくり冬の旅。

おトクな「ふたりの北東北・旅館カリーニッポ」でどうぞ。



ミカンの木



平成16年10月1日、山口県東部の大島郡大島、久賀、東和、橋の四町が合併して誕生した周防大島町は、山口県一の出荷数を誇るミカンの栽培を中心に、水稻栽培や漁業も盛んな海と山に恵まれた町である。町の形は金魚にたとえられ、昭和51年に開通した大島大橋により本土とつながっている。

町の特産のミカンは、町花・町木としても親しまれている。秋から冬にかけてのミカン狩りシーズンには太陽を浴びて育ったおいしい、もぎたての味を楽しむことができる。

古くからハワイに移民を送り出してきた大島郡は移民の縁でハワイとの交流も盛んである。政府が明治18年から始めた移民奨励政策で、大島郡から約3,900人が夢と希望を胸にハワイに渡った。日本ハワイ移民資料館には移民の苦難な歴史や交流の記録が展示されている。また、周防大島文化交



フラダンス

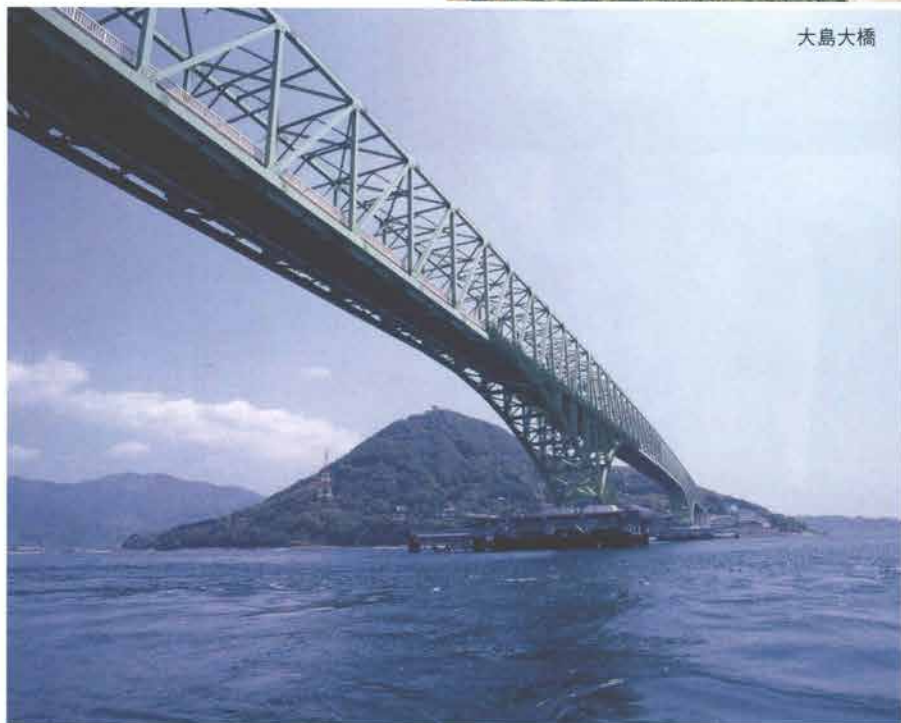
日本ハワイ移民資料館



流センターには旧東和町出身の民俗学者、宮本常一氏の蔵書や全国を歩いて撮影した写真が展示されている。

瀬戸内海の島々を望む600メートル級の山々が連なり、山歩きを趣味とする方々に人気の登山コースとなっている。文珠山から嘉納山、源明山または嵩山へと尾根を結んだ遊歩道を歩いて周防大島の自然を満喫できる。

周防大島町は元気なお年寄りの多い長寿の町、海と山との両方の自然を楽しむことのできる癒しの町だ。



大島大橋



周防大島文化交流センター



森林公園

11月
(実施)★日本橋プラザビル
イベントスペース

- 11月8日
栄村(長野県)
栄村観光キャラバン (1)
- 11月16日～18日
湯沢市(秋田県)
伝統の技が息づく秋田県
湯沢市いなかわキャンペ
ーン (2)
- 11月24日～25日
五泉市(新潟県)
菊川茶宣伝事業 (3)



★ふるさと情報プラザ

- 11月1日～2日
西さがみ観光協議会(神奈川県)
ふらっと秋の“西さがみ”
- 11月8日～11日
愛南町(愛媛県)
パールジュエリーデザインコン
テスト東京移動展 (4)
- 11月14日～18日
観光連盟(奈良県)
私のおすすめ“奈良の朝”写真展
- 11月21日～25日
神戸市
神戸の切り絵展示と神戸観光
PR展 (5)

1月
(予定)

★日本橋プラザビル イベントスペース

- 1月10日～1月11日
長崎県
●1月26日～27日
中山町(山形県)
- ★ふるさと情報プラザ
●1月4日～6日
盛岡広域2市5町2村(岩手県)
雪銀河 盛岡広域スキー・温泉・観光ポス
ター展
- 1月10日～13日
能代観光協会(秋田県)
白神山麓からの贈り物
- 1月16日～20日
ながと路観光連絡協議会(山口県)
心が温くなる冬のながと路キャンペーン
- 1月23日～27日
みちのく三大桜名所連絡協議会(青森県・
岩手県・秋田県)
みちのく三大桜の名所観光展



【編集後記】

▼明けておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

すでにご案内のように、地域活性化センターは昨年十月で創立二十周年を迎えました。それを記念する地域づくりの「記念特別号」を皆様にお届けしましたが、その弊誌は次の二月号で、昭和六十年十一月に創刊して以来、二百号を数えます。

これもひとえに当センターの会員である諸団体のご尽力と、弊誌への執筆を快くお引き受けいただいた自治体の職員をはじめとする筆者の方々のご協力のためものと厚くお礼を申し上げます。

いっそう地域社会に根差した編集に心掛ける考えです。ご理解を賜りますようお願いいたします。

▼地球温暖化の緩和や土砂災害防止、水源かん養など、私たちの生活に密接な関係のある森林が、手入れが行われず、荒廃していることをよく聞きます。そこで、今月号は森林づくりに向けた取り組みを特集しました。

ご紹介した各事業が徐々に成果を上げてきていることは、大変喜ばしいことです。ただ、課題がないわけではありません。幾つかの報告が指摘しておりますように、森林づくりを進めるための財源確保が最大の課題ではないでしょうか。

森林の持つ公益的機能は私たちになくてはならないものです。また、健全な形で次世代に引き継がなければなりません。何としても克服すべき国家的課題だと言えます。厳しい財政の中、国と自治体が財源確保に工夫してほしいものです。(中)

【2月号予告】

団塊の世代とまちづくり

地域づくり1月号

平成18年1月1日発行 編集・発行＝財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131(代) <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本／株式会社丸井工文社

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します

〈支払い期限は、買った宝くじ券に記載されています〉

宝くじ

財団法人 **日本宝くじ協会**

<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp>